フランスのソーシャルワーク 第4回

# フランスの匿名出産、養子縁組、里親

「幸せな幼少時代を過ごし、開花していくために」子どもにどのように親を与えるか

安發明子(在パリ ライター/通訳)

フランスには自分で子どもを育てられない女性が安全に子どもを出産し、養子に出せる 仕組みがある。それは病院で匿名さらに無料で出産でき、必要な治療を受けることがで き、養子縁組の手続きまでをおこなう匿名出産だ。フランス革命後の 19 世紀から始ま り、現在でも年間約 600 人の赤ちゃんがこの制度で生まれ養親のもとに託されている。 社会的養護の子どもについても、親権者が期待されている役割を全うしているか確認し、 必要に応じて養子縁組可能か検討する国の機関が 2016 年に設置され、年間約 200 人が 養子縁組されている。

「幸せな幼少時代を過ごし、開花していくために」というのは児童福祉の現場でよく使われている表現である。この論文では、主にインタビュー調査で得た情報をもとにフランスで子どもに親を与えるためにどのような仕組みを作っているかについて記述したい。

子どもに 2 人の親を与える	324
カップルの離別と子どもの居場所変更は必ず家庭裁判所を通す	327
親になる前にケアを受けることができる、子どもが望まれて生ま	まれて来る
こができる(家族計画センター)	329
匿名出産	333
出自情報の管理について	337
匿名出産について分かっていること、妊娠の否認について	339
お腹にいる子どもとの関係に悩みがあったら相談できる場所がある	344
妊娠初期面談	345
妊娠に悩みを抱えた女性専門の無料心理的社会的相談	347
-	カップルの離別と子どもの居場所変更は必ず家庭裁判所を通す 親になる前にケアを受けることができる、子どもが望まれて生まができる(家族計画センター) 匿名出産 出自情報の管理について 歴名出産について分かっていること、妊娠の否認について お腹にいる子どもとの関係に悩みがあったら相談できる場所がある 妊娠初期面談

社会的心理的困難を抱えた母親専門の産科	351
匿名出産まとめ	352
5. 養子縁組	354
パリ市養子縁組機関、養親になる道のり	
養子へのインタビュー	360
養子縁組まとめ	361
6. 里親	362
里親か施設かではなく「親であることの支援」と「複数で子どもを育てる	ことい
う考え方	362
里親たちのプロフィール	366
里親になるまでの道のり	368
里親事務所のワーカーの役割	369
里親委託のプロセス	371
里親、元里子、里親事務所のワーカーの意見、筆者の観察結果	375
里親まとめ	377
調査先一覧	378
文献、資料	379
インタビュー資料	380
養親へのインタビュー、養子と初めて会ったときのこと	

## 1. 子どもに2人の親を与える

インタビュー:児童保護専門の法律家 Sylvie Berdin 氏まずはフランスには子どもに両親を与えるための工夫がある。

婚外子が日本で 2%であるのに対し 60%のフランスでは、妊娠中に父親による生前認知の届け出がおこなわれる。父親は妊娠がわかると区役所に行き認知届けを出す。(Code Civil 316)

認知主義なので、出産すると母親も認知しない場合は「国の子」(国家被後見子 pupilles de l'Etat 社会家族法 224-4)として手続きをすれば養子縁組可能になる。出生の記録は母親の書類にも子どもの書類にも残らない。

認知する場合は出生証明書に子どもと両親の名前と誕生年月日と場所が記載されるが、 国の子の場合は母親もしくは医療関係者が仮につけた名前、国の子というステータス、 そして誕生年月日と場所が記載される。

妊娠中父親が認知しない場合は母親は誕生を待たなければならないが、誕生したら母親は裁判所で父親の認知を求めることができる。裁判所は DNA 検査を求め、父親が出頭しない、DNA 検査を拒否した場合は男性が父親であると決定される。この制度があることで、男性にとっては避妊しないなど無責任なことができないようになっている。認知をするのは遺伝上の父親でなくても構わない。母親にとって父親がわかっている場合は上記のように裁判所経由で認知を求めることができ、母親が子どもの父親が誰かわからない場合は子どもの認知を受け入れる他の男性に認知をしてもらうことができる。子どもの出産時に母親が子どもの父とは違う男性と付き合っていてその男性が認知を希望する場合や、出産後母親が出会った男性が子の父になることを希望する場合は遺伝的父親とは違う男性が認知することができる。母親がその男性と別れても認知は取り消せず、父親は子どもの 18 歳まで養育義務がある。

母親が父親の認知を求めるのは子どもが 18 歳になるまで可能だが、子どもが希望する場合は 28 歳まで認知を求めることができる。

母親が認知せず父親が認知する場合は父親が子どもを養育する。

子どもには親が二人いるのが良いとされているので、母親の心情ではなく、子どもに父親を与えるため、そして父親が子どもの養育費(pension alimentaire)を 18歳まで払うためにソーシャルワーカーなども手続きを母親に勧める。しかし、どちらがより長期間養育している、どちらに離別の非があるなど関係なく、両親の子どもに対する親権は 50%ずつで両親ともに対等であるため、実際には子どもの父親としてふさわしくないと母親が判断する場合認知を求めないこともある。 (Berdin, 2021)

-

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> この章の内容は児童福祉分野の法律家である Sylvie Berdin 氏へのインタビュー調査による。

#### 子どもに2人の親を与える!

妊娠発覚 父親生前認知

(結婚の際は区役所で家族法が読み上げられサインさせられる)

出生証明書に書いてあること: 名前(国の子どもの場合は仮) 両親の名前(or国の子ども) 誕生年月日と場所

出産

母親の認知 or 国の子ども(養子縁組可能)

- \*父親の認知を裁判所に請求できる(子の18才まで)
  - →DNA検査拒否した場合や出頭しない場合は男性が父親であると決定される
- \*子どもと血のつながりがない父親でも認知できる (母親と離別しても取り消せないので子の18才まで養育費支払い義務)

養育費の支払いと再会支援=家族手当基金(家族手当、児童手当を担当する機関)のAripaというサイト 父親は母親と離別しても養育費の支払いは義務。

母親の代わりに父親に請求。拒否する場合は雇用主に手続きし給料から天引き。刑務所にいる間も数十円であっても受け取る。

18才成人 養育費請求の手続き中は家族手当基金が母親に養育費を代わりに払う。 父親との面会のオーガナイズと場所の提供もしている



28才 子どもが希望する場合、子の28歳まで認知してもらうことができる。

日本ではひとり親家庭、母子家庭への福祉政策がおこなわれているが、フランスにおいてはまず子どもに2人の親を与えることを優先して取り組んでいる。

筆者が日本で生活保護の担当をしていたとき、妊娠した女性たちが「妊娠したって言ったら別れられた」「LINE がブロックされてもう彼氏と連絡がとれなくなった、どこに住んでいるかもわからない」「俺の子じゃないんじゃないと言って結婚する気もないみたい」「子どもができたら離婚するから一緒に住もうねって言ってたのに」と話し悔しがったり泣いたりしていた。女性ばかりが妊娠に向き合い責任をとらなければならない現実をとても理不尽に思っていたため、フランスのこの制度を知ったときは嬉しく思った。

フランスの施設で出会った子どもも「認知してくれたのは私が幼少期のときの母の彼氏、彼には他に家庭があって、でも母と別れてからも最期まで私に会いに来たり気にかけてくれてパパとして接してくれて感謝している。認知しなかった本当の父親もそれなりの状況だったことは理解できるし、2人のパパがいる」と話していて、母親しかいないよりは遺伝的ではない父親を与えるという方法は子どもにとって愛情を2倍受け取る可能性を作るのでいいのではないかと思った。

一方で、母親は認知しないこともできるのに父親は裁判所に DNA 検査を求められ、 拒否すると父親として決定するというのは父親に対して厳しいという面もある。 2. カップルの離別と子どもの居場所変更は必ず家庭裁判所を通す

インタビュー:児童保護専門の法律家 Sylvie Berdin 氏

家族手当基金国際窓口:Leprince 氏

離別の際は結婚していてもしていなくても(同棲でも別居でも PACS(pacte civile de solidarité)という民事契約によるカップルでも親権者 2 人の子どもに対する義務は結婚と同じ)、滞在許可証がなかったとしても、別れる際は子どもがどこで過ごすのか家庭裁判所(JAF Juge des affaires familiales)のもとで決めることになっている。子どもが何歳であったとしても、カップル双方の合意がなされていても JAF を通さなければならない。「両親のどちらのところで過ごすのか JAF が保証人になる」という言い方がされる。

6歳以上の場合は必ず子どもに会い、子どもに自分が裁判官に意見を言えること、弁護士をつけることができることを伝えることになっているが、この点については 100%実行されていない県もあるそうである。

筆者が調査した際は、離別したばかりの女性が裁判官に「父親が教育的すぎる行動をする、本人が嫌がっているのに勉強を押し付けたりするので父親と1週間ずつの養育ではなく、父親は2週に一回の週末だけにしてほしい」と希望を伝えていたケースがあった。すると家庭裁判所(JAF)の裁判官は子ども専門裁判所に連絡をとり、児童保護を担当する子ども専門裁判官が父親の心理判定と家族仲裁の専門家とのアポイントメントを命じた。その結果を待ち改めて子どもの養育を母親と父親でどのように担当するかJAFにて話し合われることになる。

また、数ヶ月以上親族や第三者に預ける際も JAF への届け出が必要である。

筆者が調査した施設ではこのようなケースがあった。親子喧嘩が耐えず、親が JAF に届け出することなく親戚宅や友人宅に 13 歳の子どもを預けてきたが、子どもが学校を欠席した際に JAF に届け出をしていなかったことがわかり「親権者が子どものために必要な手続きをしていない」ということで状況が確認できるまでの間子どもは施設で保護することになった。

日本の施設でも「親族のもとを転々としていた、学校には転校手続きがされず行かない期間もあった、親戚のところで嫌なめにあった」「親に宗教施設に入れられていて学校に行けなかった」という経験をしてきた子どもが複数いた。たとえ確実に子どもの安全を確認する機能があると言いきれなくても「誰のもとで子どもが暮らしているか届け出なければならない」というルールは一定の効果があるのではないかと考える。

#### 誰が子どもを育てているか司法に届け出

子がいるカップルの離別と子どもの居場所変更は必ず家庭裁判所(JAF <u>luge</u> des affaires <u>familiales</u>)を通す

- 子がいるカップルの離別の際必ずJAFを通す
- 離別の際JAFが子どもが両親どちらのところでどのように過ごすのか保証人になる
- 離別の際、6歳以上は常に子どもにも会い、子どもが両親のいないところで裁判官に直接意見を言う権利があること、弁護士を個人で頼む権利があることを伝えることになっている。調査を命じることもある。
- 親戚に預ける際も、親権者以外が数ヶ月以上育てる際には必ずJAFへの届け出が必要。
- 養育について父と母と子で意見に相違があるときも対応=子どもの進路についてなど

#### →子どもが誰のもとにいるのか司法機関が確認している。

子どもの両親それぞれとの関係、希望する方と暮らしているか、子どもの様子を、知る機会になっている。 →ただ、学校や福祉機関と連携はされていない。子どもにも100%会っているとは限らない。

結婚していなくても離別した際は家族手当基金(CAF)が運営するAripaというサイトを通じて相手方に養育費を請求したり再会支援を受けることができる。手続き期間中はAripaが養育費の立て替え払いもおこなう。離別したパートナーに直接やりとりしなくていいことになっており、相手が養育費の支払いを拒否した場合は雇用主に連絡し給料から天引きする手続きがされるので、基本的には応じることが多いそうである。刑務所に入っていて月数百円であったとしても子どもの親権者として支払うことを求めている。(Berdin, 2021, Leprince, 2020)



(家族手当基金の離別したパートナーから養育費を受け取ったり面会手続きを するホームページ) 3. 親になる前にケアを受けることができる、子どもが望まれて生まれて来ることができる(家族計画センター)

インタビュー: CPEF パリ市責任者(婦人科医)

CPEF パートナー間アドバイザー

パリ市女性への暴力研究所

家族計画センター(CPEF Les centres de planification et d'éducation familiale)というのは周産期から6歳までの児童保護予防を担う妊産婦幼児保護ゼンター(PMI Protection Maternelle et Infantile 日本の保健所に役割が近い)の下部組織で、パリ市内にも公立私立含め24ヶ所センターを持っている。パリ市の北のセーヌ・サン・ドニ県には121ヶ所あり妊産婦幼児保護センターよりも多い。

専門職として婦人科医、看護師、心理士、パートナー間アドバイザーがいる。

パートナー間アドバイザーは恋愛やパートナーとの悩み相談を専門としている。専門職がいなかったとしたら、恋愛やパートナー、性の悩みについて相談先は親か同等の知識レベルの友人、信頼できるかわからない SNS などしかないかもしれない。そこを誰もが専門家に相談できるようにしている。

家族計画センター(CPEF)は性教育や匿名無料での診察、避妊、カウンセリング、中絶、暴力被害のケアなどを担当する機関である。中絶をおこなう病院はこのセンターを併設しなければならないと法律で定められている。パリ市の場合 10ヶ所は民間が県の委託を受け実施しているが、もともと中絶に関する法律を推し進めてきたのも民間であり、国の妊娠 SOS 無料電話にも応答している。

13歳から49歳までを対象にしていて保険証などは必要なく、近所でなくても行きやすいところを利用できる。

性教育は学校の先生ではなく専門の資格を持った人がすることになっているため、中学生のときに 10 人単位でこの機関に行き性教育を受ける。学校でおこなうのではなく、実際その場所に行く理由は、そのときは必要なくても、行ったことがあり誰がいるか知っていればあとあと必要になったときに行きやすいからだそうだ。性教育は Action d'éducation à la vie affective et sexuelle と言い、「愛と性のある人生についての教育」という意味だ。リスクや避妊を中心とした性教育ではなく、愛、相手を尊重するとは何かという入り口から性について学ぶ。

パリ市では 2020 年より新しく女性への暴力研究所(OPVF Opservatoire Parisien des violences faites aux femmes)<sup>2</sup>が設置され、性教育についても取り組み直している。パリ

-

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> https://www.paris.fr/pages/violences-faites-aux-femmes-sortons-du-silence-7295

市の担当者は、中学生に調査したところ避妊よりも恋愛や関係性について関心があるという結果だったため、より関係性、合意に力を入れ、暴力のない関係が築けるように力を入れている。

性教育は義務で、対象は13歳とされている。その理由は、性交をしている割合は10-15%とまだ低いものの関心にはなりやすい年齢だからである。

匿名出産をする女性の中には 12-13 歳もおり、その場合強姦や強制された関係によるものも多く、予防のためにも性と愛について議論する機会を持っておく、話せる相手がどこにいるか知っておくことが大事であるとされている。一度考える機会を持っておくと、実際機会があったときにまず自分で考え、そしてそれが難しいときは人に相談することができる。話す機会を持たないでおくことは「門戸が開かれたまま」にすることも同然であるとされている。

初めての性行為の前やその後に考えを整理しに CPEF に来るティーンエイジャーは多いと CPEF のパートナー間アドバイザーは言う。

#### 子どもが望まれて生まれてくるように 親が自分のケアができてから親になれるように

家族計画センター(CPEF) = パリに24ヶ所 保健所の下部組織(民間も含まれる) ミッション:

匿名無料で利用できる。最寄りでなくても良い。

専門職:婦人科医、看護師、心理士、パートナー間アドバイザー

対象:13-49歳

とサッコン・ 性教育、性についての相談 婦人科医の診察、検査 避妊具、処方箋の提供、緊急避妊 薬の提供 中絶(薬による中絶の実施、医療の 場合処方箋) カップルの間の悩み、家族の悩み の相談、暴力被害のケア

#### 性をケアのきっかけに!

最初は学校の性教育:専門の資格を持った人がする→必要になったときに来る流れを作る 避妊具の提供の際に必ず問診をする。

→<u>虐待や暴力の被害にあったことのある女性は自尊心が低くなっているぶん望まない性にも応じてしまうように</u>なるので、被害にあったことのある女性を見落とすことなくケアする = **暴力被害のケア** 

→将来親になるかもしれない準備として、いいコンディションで子どもが迎えられるようケアしておく。

→望まれたタイミングに生まれた子の方がリスクが少ないことがわかっているので、**子どもを迎えるタイミングを皆が選べるようサポートする**ことで、児童保護、予防を担っている

ここでは避妊具を 10 種類くらいのなかから好きなものを大半は無料でもらうことができる。そのときに必ず婦人科医の診察を受け暴力被害経験などないか確認し、ケアする機会とする。

フランスは未成年が受ける医療行為について親権者に知らせたくない場合は知らせる 必要がないと法律で決められている。中絶であっても自分の選んだ成人に付き添いを頼 めば良い。

中絶を受ける場合は必ずその前にパートナー間アドバイザーの面接を受けるよう定め

られている。そこで、理由を言う必要はないものの、情報提供を受けたり、アドバイザーは暴力の可能性があれば支援の提案ができるようにしている。

妊娠検査も中絶も無料で、薬による中絶の場合は家族計画センターで助産師の処方で受けられる。吸引の場合はセンターの医師による処方箋を持って医療機関に行き受ける。

家族計画センターのミッション:

性についての相談、避妊各種提供、中絶の実施、性病検査

婦人科無料検診、妊娠検査

中絶の手続きか実施

緊急避妊薬の提供

カップルや恋愛の悩み、家族の悩みの相談

暴力被害についての相談

避妊具をもらいに来る、性についての相談、親との喧嘩、パートナー間の喧嘩、中絶の 希望などの際に必ず以下の問診をし、必要であればケアにつなげられるようにしている。 (パソコン画面上のカルテに表示される)

名前や生年月日、健康状態などに続き以下の情報が並ぶ。

「性生活、パートナー間の DV、暴力被害(過去の暴力、目にした暴力、心理的暴力の経験)、性暴力(望まないセックス)、女性器切除、過去の強制された結婚もしくは関係、売春、麻薬、危険を冒す傾向(知らない人との性交、複数での性交)、精神疾患や不調」聞き忘れ、聞きそびれを防げるようになっている。暴力を受けた経験を聞くと、そのときは詳細に語らなくても後日戻ってきて話す時間をとりたいという若者は多くいるそうである。早いうちにケアしておくことで将来親になったときの親子関係のリスクを減らすことができるとされている。

以下、少し長いがパリ市の家族計画センターの責任者の言葉を引用する。

#### 暴力被害のケア

<u>虐待や暴力の被害にあったことのある女性は自尊心が低くなっているぶん望まない性にも応じてしまうようになるので、被害にあったことのある女性を見落とすことなく</u>ケアすること。

暴力を見つけ出してきちんとケアして将来生まれてくる子どもへの虐待などのリスクを生まないよう予防します。<u>暴力を受けたことのある若者は、暴力を受けたことのない若者よりも予防に関するメッセージに敏感でないことがわかっています</u>。自尊心が低められてしまっているので「暴力を受けないように、望まない妊娠をしないように」と言われても身を守るために最善を尽くそうとはしないからです。

身を守ることに気をつけるのは自尊心がある人です。自分に価値がないと思う人は人任せにしたり流れに任せたり自分をコントロールすることを諦めることがあります。 お前なんて産まなければよかった、バカだと言われた経験がある人は、自ら危険に身を晒す人もいます。これらの「望まれていない」と感じた経験がある人をいかに察知して回収するかが福祉や医療についている人たちのミッションです。 なぜ暴力被害経験が重要かと言うと<u>若い年齢で性交を始める人の多くが、暴力が背景としてある</u>からです。家族から暴力を受けたことがある、外で暴力を受けたことがある、性交そのものを強制されたという状況があるからです。<u>暴力を受けたことがあると、自分が無力であるという感覚を</u>身につけてしまうので、逆らえないと感じたり、恐怖に従ってしまったりします。自分を守ることに無防備になります。

体の不調を訴えていても、今病気があるわけではなくて、昔受けた暴力の作用として不調として表れていることもあります。ですからこのセンターでは、過去に受けた暴力を見つけ出すことは必要不可欠です。未成年でも成人でも同じです。女性の人生にとって大きな影響を与えるもので、生涯の健康に関わってくることだからです。特に、これまで自分が経験したつらいことを誰にも話すことができなかった人にとっては大きなインパクトを及ぼすものです。過去に暴力を受けた経験があるか、暴力行為をしたことがあるか、暴力を目にしたことがあるか。どれも同じくらい健康・予防面で重要な項目です。

女性が暴力について、過去の辛い経験について話すときに、聞いたその人自身がその ときにちゃんと聞く、受け取るということがとても大切です。心理士などを紹介し、 その人が担当するというわけではありません。まず、単純に、話す機会のなかった経 験について話すことができたとき、大きな安堵がある、ほっとする気持ちになります。 皆「話せてよかった」と言います。多くの場合は、最初の診察でシステマティックに 聞かれたときに、答えます。それがプロフェッショナルに話す最初の機会だったとい う人がほとんどです。そのことについて話す予定はなくても、話せてほんとうによか ったと皆言います。最初の性交がほんとうに自分から望んだものではなかったこと、 彼ののぞみで本当は望んでいないときも応じることがあること、そういった話につい てそのことについて感じていることについて話し合い、フォローできる方法があるこ とを伝えます。そのときは、引き続きフォローは必要としていないと答えたとしても、 話せる場所があると認識することはできるので、話したいときに戻ってケアを受ける ことができます。また、現在も暴力を受ける可能性がある場合はソーシャルワーカー と一緒に解決できるよう動きます。過去の強姦だったらさかのぼって訴えられるよう に手続きを手伝います。過去の出来事だったとしても、それを認識し、言葉にし、理 解し、整理することは Well-being にとって重要なことです。なので「私が聞くので話 してください」というスタンスです。私は婦人科医ですが、助産師も皆この質問をし ます。ケアをする人(Soignant)は、診察をするときは、話を聞くことの用意もあると いうことが重要です。女性の健康にとってとても重要だからです。一回来たらリスク を割り出します、リスクがある場合はそのまま帰しません。

子どもとの関係、その女性の子どもにとっても、将来産むかもしれない子どもにとってもケアをしておくことがとても重要です。母へのケアも子へのケアも、次の世代も見据えてするものです。そうでなければ暴力は次の世代へと継承されていきます。親が子どもが来るタイミングを選ぶことができるようになるということは、子どもへの暴力の予防に大きく関係があります。望まれたタイミングに生まれた子の方が暴力のリスクは少ないです。全く望まないタイミングに生まれた子どもはリスクに近い場所にいることがわかっています。大人たちが皆子どもを迎えるタイミングを選べるようになるということをサポートすることは、児童保護、予防につながることなのです。

暴力経験と望まない妊娠との因果関係についてはさまざまな調査先で指摘を受けた。妊娠に悩みを抱えている女性専門の心理士も、過去に暴力を受けた経験のある女性が多いと話す。もっと早くケアを受けていれば、妊娠中に苦しまずにすんだと話す。

18 歳までの暴力の経験が性経験や子どもを持つ時期に影響するという研究もある。フランスで初交年齢の平均は17.5歳であるが、暴力被害経験のある女性は16歳でも40%、性被害経験では15歳でも40%と一般より早い。男性においても女性に比べると差は少ないが、被害経験のある男性の方が早く性生活に入る。子どもを持つ年齢についても、18歳までに暴力被害経験のない女性は28歳で40%の女性が子どもを持っているが、暴力被害経験のある女性は26歳で40%、特に性暴力被害を受けた経験のある女性は23歳でも30%が子育てをしている。(Charruault, 2021)

中学校までは学校内に看護師、心理士、相談員、ソーシャルワーカーなど様々な児童福祉の専門職がいて子どもたちを見守っているが、学校を出ても性をケアの機会として利用している。そして、親になる準備としてケアしている。そのような場は批判されたりしない場所、無料の場所である必要があるだろう。

親になる前にケアを受けることができる、望んだタイミングに子どもを迎えることができるということは将来生まれてくる子どもにとって大事であるように思う。

筆者自身中高生の頃、18歳までに3回中絶した友人、援助交際をしていた友人、高校生で彼氏ができ妊娠して退学した友人がいた。皆家に居場所がなく、拠り所を求めた結果の出来事だった。フランスのようにシェルターや相談できる専門職が身のまわりにたくさんいて、自分の意思で全寮制の中高や若者用マンションに移ることができたら防げたことであったように思う。

日本で SNS で知り合った見知らぬ男性宅から救出される未成年や、家出しても自宅に 戻されることからアパートつきの性産業に入る未成年がいることについても、フラン スのこの仕組みがあればある程度防ぐことができるだろう。

## 4. 匿名出産

インタビュー:

最高裁判所判事 Marie-Christine Le Boursicot 氏 CNAOP 事務局長 Jean-Paul Bourély パリ市立病院産科ソーシャルワーカー パリ市立乳児院

匿名出産<sup>3</sup>(市民法 341)とは女性が子どもの養育を望まない場合、フランス全ての公立私立の病院で匿名無料で出産し子どもを養子に出すことができるという制度である。毎年600人ほどの子ども(出生数の 0,08%)が生まれている。

母親の権利と子どもの権利を守るために「出自情報のアクセスに関する国家諮問委員会 (CNAOP Conseil National d'accès aux origines personnelles<sup>4</sup>)」が 2002 年の法律で設立されている。事務局長はインタビューで「常に一定数匿名出産の利用者がいるという事実は、経済的な問題がなくても、母子を支える福祉が整っていても、育てられないと判断する人が一定数いて、そういった母親と赤ちゃんを支える制度が必要であることの証明である」「公の機関が、合法で、秘密を守り、子を助ける方法を持つというのは大事なことだ。現実や事実に合わせ制度を用意している」と答えている。

そもそも出産する女性がいたら、一番近くの病院が受け入れるルールがあること、そして誰でも出産やそれにかかる入院費用が無料であることも日本と大きな違いである。

国のホームページ $^5$ にわかりやすく説明されており、郵便番号を入れると問い合わせ先も出て来る。法律 CASF222- $^6$ に詳細が定められている。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F3136

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 2002 年の Royal 法でできたもので、それ以前は匿名出産で生まれた子どもは出自に関する情報を得たいときに児童相談所や乳児院や産科にそれぞれ個別に問い合わせをする必要があった。

https://www.cnaop.gouv.fr/presentation-du-cnaop.html

 $<sup>^{5}\</sup> https://www.demarches.interieur.gouv.fr/particuliers/accouchement-x$ 

<sup>6</sup> CASF 222-6: Toute femme qui demande, lors de son accouchement, la préservation du secret de son admission et de son identité par un établissement de santé est informée des conséquences juridiques de cette demande et de l'importance pour toute personne de connaître ses origines et son histoire. Elle est donc invitée à laisser, si elle l'accepte, des renseignements sur sa santé et celle du père, les origines de l'enfant et les circonstances de la naissance ainsi que, sous pli fermé, son identité. Elle est informée de la possibilité qu'elle a de lever à tout moment le secret de son identité et, qu'à défaut, son identité ne pourra être communiquée que dans les conditions prévues à <u>l'article L. 147-6</u>. Elle est également informée qu'elle peut à tout moment donner son identité sous pli fermé ou compléter les renseignements qu'elle a donnés au moment de la naissance. Les prénoms donnés à l'enfant et, le cas échéant, mention du fait qu'ils l'ont été par la mère, ainsi que le sexe de l'enfant et la date, le lieu et l'heure de sa naissance sont mentionnés à l'extérieur de ce pli. Ces formalités sont accomplies par les personnes visées à l'article L. 223-7 avisées sous la responsabilité du directeur de l'établissement de santé. A défaut, elles sont accomplies sous la responsabilité de ce directeur.

Les frais d'hébergement et d'accouchement des femmes qui ont demandé, lors de leur admission dans un établissement public ou privé conventionné, à ce que le secret de leur identité soit préservé, sont pris en charge par le service de l'aide sociale à l'enfance du département siège de l'établissement.

## 匿名出産する女性は医療関係者より以下の情報提供を受ける:

子どもを放棄した場合に起こることについての説明

閉じたファイルの中に、自身の情報または、自身が特定されない情報を残す選択をすることができること(自身と父の健康に関する情報、子どもの出身地に関する情報、妊娠に至る経過に関する情報)。閉じたファイルは県の担当機関長によって保管され、子どもが 18 歳になり閲覧を希望した際も母親の同意を得ないと開くことはできない。子どもを養育する場合に受けられる経済的支援

国の子の後見人制度

二ヶ月の猶予があるということ

子どもが児童相談所に託されると、調書が作成される。養子縁組への同意と、親の希望の場合、家族の健康に関する情報、子どもの出身、児童相談所に託された理由と状況について書かれる。調書ができた時点で親子関係は喪失する。子は国の子候補として2ヶ月間登録される。県知事により後見人が与えられる。

養親宅に託されるまでの期間乳児院や里親のところで過ごす。

母が二ヶ月の猶予期間のうちに子どもの引き取りを決断した場合、3年間親子の支援を おこなう。子の身体的精神的成長と愛情関係の安定を保障するために関係機関が関わ りを持つことができるためである。

子は成人すると出自に関する情報の開示を求めることができる。秘密に関しては母が 開示の有無を決める。

手続きについては社会家族法の 224-5 に定められているが、補足としては、匿名出産を希望する女性は産科に来たら、産科では身分証の提示を求めたりアンケートをすることを禁止している。産科に必ず配置されているソーシャルワーカーが匿名出産の担当に各県 2 名ずつ任命されている CNAOP 担当ソーシャルワーカー(児童相談所もしくは妊産婦幼児保護センターの職員であることが多い)に連絡、その担当者が 24 時間以内に妊婦のもとにかけつける。

まずは子どもを育てたい場合には支援をする用意ができることを伝えることが任務であり法律にも書かれている。それでも匿名出産を希望する際は情報を残すことが子どもにとって大切であることを説明するとほとんどの女性は情報を残すと言う。

この情報は CNAOP 本部で管理し子どもが 18 歳以降に望んだ場合に開示する。個人情報が残されている場合には母親に同意を得た上で開示される。実際には匿名出産した子どもの 5%しか問い合わせをすることはないとされている(年間約 400 人でそのうち半分が母親と再会を果たし、半分の母親は秘密の開示を拒否している。母親と連絡が取れない場合、死亡している場合は個人情報が残されていても同意が取れないので開示され

Sur leur demande ou avec leur accord, les femmes mentionnées au premier alinéa bénéficient d'un accompagnement psychologique et social de la part du service de l'aide sociale à l'enfance.

Pour l'application des deux premiers alinéas, aucune pièce d'identité n'est exigée et il n'est procédé à aucune enquête. Les frais d'hébergement et d'accouchement dans un établissement public ou privé conventionné des femmes qui, sans demander le secret de leur identité, confient leur enfant en vue d'adoption sont également pris en charge par le service de l'aide sociale à l'enfance du département, siège de l'établissement.

ない)。母親は常に CNAOP に情報を追加し残すことができるが、子どもからは問い合わせできても母親が子どもに関する情報を得ることはできない。 CNAOP 担当者が国の子として出生届を出す。

わかっていることは、匿名出産で生まれた元国の子(18歳を過ぎてから問い合わせできる)はただ出自に関する情報が知りたくて問い合わせるのではなく、その時解決したい問題があってその手がかりとして問い合わせをしているのでただ情報を渡せばいいわけではない。まず CNAOP の心理士が話を聞き、その上でなお情報が知りたい場合は心理士が閲覧や再会にも立ち会いサポートし、その手続きが元国の子にとってプラスの経験となるようにしている。

実親が望む場合は匿名出産後も児童相談所から精神的社会的サポートを得ることができる。

匿名出産を希望しても最初の 2 ヶ月は子どもを引き取ることができる。実際に 15%である約 100 人が実親に引き取られている。

2ヶ月を超すと養親候補を探し、養親のところに委託し半年経過をみてから正式に養子 縁組の裁判所による手続きがおこなわれる。

2ヶ月の猶予期間は積極的な意味合いでとられている。専門職たちが子どもを手厚くケアし、子どものニーズを理解し、子どもに合った養親を選べるようにする。

養親のもとに託された日から養親が養子縁組休暇、子ども手当など養育者としての権利 を享受するので、実親にとっても養親にとっても区切りが明確である。

実際には海外からの利用者は多くないことがわかっている。

匿名出産で生まれた子どもの99%が国の子ではなくなっている。82%は養子縁組成立、15%強は実親が認知している。特別な事情のない子どもは約2,7ヶ月で養親のもとに移動、病気や障害のある子どもは6,2ヶ月と少し長くかかっており、病気や障害のある子どもの半数は他県で養親を見つけている7。

この制度については 2018 年厚生労働省による調査<sup>8</sup>が詳しいので、ここではこの制度の 法律修正をおこなった法律家へのインタビューから得た情報を記述する。

最高裁判所の判事であり、匿名出産に関わる 2000 年以降の法改正の法文を書いてきた

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> ONED rapport publié en décembre 2014 : La situa on des pupilles de l'État

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> 平成 30 年子ども・子育て支援推進調査研究事業「妊娠を他者に知られたくない女性に対する海外の法・制度に関する 調査研究報告書」

Marie-Christine Le Boursicot 氏は歴史と匿名出産の意義について以下のように話す。

最初に17世紀にSaint Vincent de Paul が匿名出産をホスピスで始めたときはカトリックがおこなっていました。

1793、フランス革命後に共和国協定(Convention républiquaine)ができて「秘密を守る産科(Maternité secrète)」ができました。そのときから病院が匿名出産を担うことになりました。共和国協定というだけあって、宗教性のない公の権利という性質のものになりました。公が主導権を持って扱うものになったのです。宗教と切り離し、国家が人々を助けるという概念に全て置き換えられました。国が政教分離したことによって匿名出産も政教分離します。国民を守るのは国の任務になったのです。

そのときから全国全ての公立私立の産科は女性がお金がなくても子どもを育てなくて も産科は受け入れなければならないということになりました。そのときから、女性の 健康を守るために、必要なだけ入院していて良いということも定められていました。 子どもについても健康が第一で必要な治療は全て受けられました。

Saint-Vincent-de-Paul は施設の中で産まずに赤ちゃんを置きに来る人もいたのですが、その場合赤ちゃんだけでなく母親の健康も安全とは言えませんでした。赤ちゃんも母親も助けなければならないのにその仕組みでは不十分だったということです。赤ちゃんポストがあるドイツなどと比べても、他のどの妊婦とも同じように女性たちがケアを受けることができるということがフランスの特徴です。1793 年頃から女性の出自を聞かない、お金の支払いも求めないということは変わっていません。

産んだからといって育てなければならないという義務はありません。育てるか育てないか決めるのは自由、親子関係を結ぶかどうかは極めて個人的な選択で女性が決めること<sup>9</sup>です。女性は育てる選択をしない(renoncer)ということができます。それが自由というものです、自由があるというのはそういうことです。中絶や避妊も含め、<u>女性は自分の体をどのように使うか主導権を持っていなければなりません。1つの流れです、避妊でき、中絶でき、産んでも育てない選択をすることができるのです。</u>

17世紀より以前でも遺棄はありませんでした、それは、洗礼を受けずに亡くなるのは最悪のことで、教会に託し洗礼さえ受けられれば赤ちゃんで亡くなっても天使にはなれる。もとから捨てるという選択肢はなかったのです。

出自情報の管理について

\_

 $<sup>^{9}\,</sup>$  Etablissement de la filiation est personelle, lié à la decision de la femme

「フランスのソーシャルワーク(4) フランスの匿名出産、養子縁組、里親 |

出自情報のアクセスに関する国家諮問委員会(CNAOP Conseil National d'accès aux origines personnelles) 2002年Royal法から(以前は児相や産科や乳児院に個別に問い合わせしていたのを国で統括)

母と子ども両方の権利を守るため

1. 情報を得る、管理する 2. 出自情報を得たい子への支援 本部にいるのは心理士1人、法律家3人。

出自を問い合わせるのは全体の5%のみ。

18歳未満は親権者と一緒、18歳以降は自身で手続き。 まずは**心理士**が話を聞く。それはただ出自を知りたいわけではなく、自分の中に解決したい問題を抱えてアクセスしてくる場 合が多いから。事務的に情報を渡せばいいわけではない。閲覧も一緒にしてこの手続きが本人にとってプラスの経験となるよ うサポートする。

公立私立全ての産科は匿名出産受け入れ義務。どこで産んでも同じサービスが受けられることが重要。 各県に2人いるCNAOP委員が24時間以内にかけつける。匿名出産を希望する場合は情報を収集してCNAOP本部に送り、保管 CNAOP委員は現職の児相か妊産婦幼児保護センターの専門職が各県2人任命され、本部で研修を受け、CNAOPの各県での役 割を遂行する。年に二回本部で継続研修を受ける。

年間400人の子から問い合わせがあり、400人の母親に問い合わせをしている。半分は少なくとも片方の親の情報を得た。半 分は秘密の維持を希望する。

匿名出産をする女性がいた際の流れ

出自情報のアクセスに関する国家諮問委員会CNAOP

(全ての情報を管理、ここにアクセスすれば病院や乳児院や児相の情報を集め提供してくれる)

CNAOP担当各県2人 (児相のワーカーや妊産婦幼 児保護センターのワーカー)

- 子どもを育てたい場合に環境を用意することを伝 えるのがまず任務であり法律にも書かれている。
- 情報の必要性を説明したらほぼ全員情報を残す
- 申告制
- 子どもが将来親に会いたいときは情報がなくても 産科などの記録から探すことができる。

- 病院に24時間以内に行く

- 自分で育てる際利用できるサービスの説明
- 必要情報を集めて本部に送る

- 国の子として出生届を出す

健康情報 出身 誕生に関する状況 閉じたファイル=個人情報

> 母は情報をいつでも追加できるが、子から情報の問い合わせは できても母から子どもに関する問いあわせはできない。

匿名出産についての映画





『Pupille』 2018 (英 In Safe Hands)

女性が匿名出産し、CNAOP 担当が手続きし、児童相談所のワーカーが赤ちゃんを里親に委託し、養親候補を選び、養親に託されるまでを描いている。

## **"Wonder Boy"** 2019

フランスのファッションブランド「バルマン」のクリエイティブ・ディレクターを 25歳のときから務めているデザイナーのオリビエ・ルスタンのドキュメンタリー映画。タイトルは「誰も成功することなど想像しなかった子ども」という意味で本人がつけたが、成功するにつれなぜ匿名出産で生まれたのか、「実親を知りたい」「会いたいけど拒絶されるのが怖い」という葛藤の中 CNAOP に問い合わせをし、出自に関する資料を閲覧する。「産んでくれたおかげで存在することができ感謝している」と述べている。

匿名出産について分かっていること、妊娠の否認について

インタビュー:

妊産婦幼児保護センター責任者 パリ市立病院産科ソーシャルワーカー 妊娠に悩みを抱えた女性専門心理相談所 パリ市立乳児院

匿名出産に関わるどの機関の専門職も口をそろえるのは「妊娠の否認 (déni de grossesse)」が匿名出産と大きく関わっているということである。彼女たちは妊娠8ヶ月くらいまで自分でも妊娠に気づかないか、あるいは一度検査して妊娠していることに気づいてもそのことについて考えないまま出産直前もしくは出産時、出産直後に各窓口を訪れている。

調査先では以下のような説明をしている

#### 妊娠に悩みを抱える女性専門心理相談:

匿名出産をする女性は妊娠に気づくのがとても遅い人が多い。妊娠を頭の中で拒絶しているので、胎児も背中側にへばりついていてお腹が膨らんでいない、体重も増加しない、不整出血が続いていて生理が来ていないことに気づいていない。

#### 産科ソーシャルワーカー:

匿名出産をする女性の多くは妊娠を否認しているので、妊娠を他者に知られたくないというよりは、女性自身が妊娠後期まで妊娠した事実に気付かないことが多い。 匿名出産を選択する要因は社会的経済的理由ではなく、頭の中で子どもを迎える準備ができているかどうか。

#### 最高裁判所判事:

私は CNAOP 事務局長だったので再会支援を望む元国の子の依頼で多くの匿名出産をした母親たちと電話で話しました。かなりの割合の女性が妊娠の否認があったと言います。出産の否認「私は産んではいない」という認識の人もいます。物理的にそのときは育てることが無理だった、1人だった、子どもの父親が反対した、婚外子だった、さまざまですが、理由は聞かないことになっています、それは彼女たちに育てない権利があるからです。理由などなくていいのです。16歳17歳でもお金がなくても育てたかったら育てる支援が受けられます。育てる方法があることは情報提供されますが、それでも育てないと選択する女性がいます。育てられるけど、今は簡単ではないという判断をするということがあるのです。

調査先の市立病院産科に最近来たというケースではこのようなものがあった。

1.19 歳学生。自宅で突然出産、妊娠に気づいていなかった。自分で救急車を呼んで母子ともに運ばれてきた。同居している両親も妊娠には気づいていなかった。父母が帰宅する前に家を片付けたいと 3 時間で病院を後にし、後日匿名出産に必要な手続きをしに来た。

2.40 歳大企業の管理職、3 人子どもがいる。妊娠直前に気づいたが夫には気づかれていない。午前中仕事をし、午後休をとって出産し、夕方子どものお迎えに行った。

妊娠を否認していた場合、出産直前や出産と同時に知るもしくは自覚することになるの

で、10 ヶ月間の赤ちゃんを迎えるための準備期間がないことになる。本人が気づいていない場合周りの人も知らないので赤ちゃんを社会的に迎える準備も当然できていない。また、パニックで手放すことがあることもあり、2ヶ月の猶予期間が必要という根拠になっている。

INED と CNAOP は 835 人の匿名出産をした女性への調査<sup>10</sup>をおこなっている。その結果、女性たちのあげた理由は以下である。

43% 子の父との関係によるもの(離別、拒否、暴力)

28% 経済的社会的困難

19% 準備できていないこと

11% 家族の不理解(この場合、本人の想像より家族は拒否しないことが多く引き取りケースが多い)

5% 学業・キャリアの不安

ただし、対面調査であるため、他人に個人的な事情やパートナーとの複雑な関係については話しにくく、当たり障りのない経済的社会的困難を挙げた人が多いことが推測できると注意書きしている。経済的にも社会的にも実際に幅広いプロフィールの人が該当する。

10人中7人が中絶が認められている16週を過ぎてから妊娠に気づいた。

10人中4人は妊娠7ヶ月以降に気づいた。

平均年齢は26歳。一般の出産年齢より4歳若い。

18歳未満(未成年)は10%、50%が25歳未満。

73%は父とは同居していない。

50%は子どもがいない。

フランス国籍がない人は10%未満。(海外からフランスに来て匿名出産を希望する者がいるという意見があるが実際にはごく少数である)

40%は実家暮らし。10%は友人宅や不安定住居。

32%が学生。28%が仕事をしている、10%が求職中、11%が低所得労働、18%が社会的活動なし(NEAT, 主婦)、22%が高卒専門卒以上、9%が大学二年以上の学歴。

10%が健康問題あり。

調査結果によると、匿名出産をする母に特有の傾向は見られない。それゆえ、予防策も考えにくい。しかし、カップルの間の問題や経済的な問題が大きいほど妊娠の発見が遅れ中絶に間に合わないということが言える。

筆者の調査先での共通の意見は、妊娠の否認は、様々なプロフィールの女性に生じるが、 ある程度共通している部分があるのは、女性が幼少期に父親や両親、もしくは世話をし

<sup>&</sup>lt;sup>10</sup> INED, CNAOP, 2011 « Les femmes qui accouchent sous le secret en France, 2007-2009 », *Population*, 66 (1), p. 135-170.

てくれる近しい関係の人間から拒絶されたと感じる経験があり、妊娠を否認する女性は、 人と距離を置き、心理的に孤立し、パートナー間でもコミュニケーションが少ないとす る。悩みが頭をしめていて妊娠や生まれて来る子どもについて考えるスペースがない、 もっと早くケアを受けることができていれば、と話す。

Simmat-Durand ら(2015)は、「出産」と「誕生」を区別し、「出産」は物理的に胎児が母体の外に生きて出てくることとされ、「誕生」は物理的な分娩だけでなく社会的なプロセスを指すものとされている。母親やコミュニティに受け入れられて初めて、子どもは社会的な存在としてのスタート、つまり誕生することができる。そしてそのためには、関係性の絆、生まれてくる子どもを守り、迎え、母を支えるという社会的な下地が必要であるとしている。

また共通した見解であるのが、母親の意思を尊重することである。母親が希望しないのにまわりの圧力で子どもを引き取るとかえって母子ともに苦しむことにもなると言う。

#### パリ市立乳児院:

生まれて数ヶ月、数年経ってから乳児院に来る子どもは、母親が出産時に本当は育てることを躊躇していたが、誰かに反対され不本意に子育てすることになり、結局うまくいかなかった場合が多い。母親との関係性がうまく築けないまま育った子どもはダメージを受けている分リカバリーに時間がかかる。母親の意思が尊重されることで、辛い人生のスタートを強いられる子どもを防ぐことができる。

セーヌ・サン・ドニ県児童相談所:

国の子ではなく実親が認知しているものの産後赤ちゃんを自宅に連れて帰らず、そのままずっと病院や乳児院にいる子どもの方が匿名出産の600人よりずっと多く、先が見通せないので赤ちゃんたちはもっと苦しんでいる。

産科のソーシャルワーカーが「母親はアルコール依存症だが、頑張りたいと言っているので大丈夫だろう」と言って母子を家に帰した。子どもは半年後に保護されたが、とても悪い状態だった。子どもは小さければ小さいほど弱く、悪い環境やネグレクトの影響を受けやすい。精神的にも成長が遅れていたし、脳科学的にも遅れていた。

リスクがあるのは、支えてもらえたことも、誰かを頼れたこともなかったのでそれらを 期待せず、話し合いをすることを学ぶ機会もない状況のようである。そうなってしまっ た人を見つけ出すのは難しい。そうなる前に、相談できる人がいることを知る機会を作 ることが大事である。

予防としては若いうちからケアし赤ちゃんを迎えられる準備をすることだ。フランスでは3つのステップを用意している。

1. まずは幼少期から大人になるまでの一貫した心理面のサポート。日本の保健所に近

い、妊娠中から子どもの6歳まで無料で育児相談や診察に通う妊産婦幼児保護センター にも保育園にも幼稚園小学校中学校と心理士が配置され、子どもたちに声かけをしてい る。

2. 次にティーンエイジャー以降、パートナー間の悩みについての相談、避妊や性に関する相談ができる場を設け、希望するタイミングに子どもを迎えられるよう支援している。若者向けの仕事を探せる場所やシェルターにも心理職が配置されている。若いうちから心理面のケアをすることでその人が親になった時に子どもとよりよく関わることができると考えられている。

3. そして不妊治療をするときは不妊治療を専門とする精神科医の面談を経てからスタートし、女性に負荷がかかりすぎないよう、女性が適宜ケアをうけられるよう配慮されている。妊娠中も産科にも妊産婦幼児保護センターにも心理士がいて妊娠中からケアをする。

筆者がフランスの施設に措置されている子どものプロフィールで複数見つけたのが、母が恋人をつなぎとめるために妊娠するよう計画し、妊娠を機に結婚にこぎつけたというケース。もしくは、母が妊娠し、夫婦が結婚せざるを得なかったケース。つまり、母にとっては、夫とうまくいかないとき、「この子がいるせいで」「この子がいい子にしていないから」と何かとその子供だけが虐待の対象になり、夫にとっても、「この子ができたせいで今の不本意な結婚生活を受け入れざるを得なかった」と子どもを虐待していた。他に兄弟がいても、夫婦にとって特別な意味合いがあるのは1人なので、1人だけ虐待されていた。また、母が妊娠をきっかけに学業や恋人を失ったケースもあった。つまり、子どもを迎えることを目的としていない妊娠(他の打算があるケース)もしくは、妊娠によって母が望んでいない事態が起きてしまったケースは子どもが難しい役割を担わされるリスクが高い。妊娠中に相談できる場所が十分利用されることが必要であろう。

匿名出産はどのような社会的経済的状況の人でも利用しており、利用する女性たちの多くは出産の直前まで妊娠に気づかないもしくは自覚していない妊娠否認の状況にあり、その背景に精神的なケアが十分受けられておらず乗り越えられていない経験があることがわかっている。また、周りの人が無理に女性に養育を押し付け、その後母子ともに苦しむ赤ちゃんもいるので、女性の意思の尊重、育てられない場合は養子縁組にした方が赤ちゃんにとっては負担が少ない。いずれにしても女性にも赤ちゃんにも継続的なケアが必要とされている。

## お腹にいる子どもとの関係に悩みがあったら相談できる場所がある

先の章で、女性の意思を尊重することが重要であると述べた。実際にそれを可能にする ためにフランスでは3つの相談先が役割を担っている。

## ① 妊娠初期面談(全員義務。Entretien prenatal précoce<sup>11</sup>))

産科で妊娠4ヶ月の頃におこなうことになっている。医療面だけでなく心理面社会面での赤ちゃんの受け入れ準備を確認する目的で「予防」として義務化された。妊娠中、産後にどのような支援を希望するか女性から聞き取る機会であると健康保険のホームページには書かれている。

② 妊娠に悩みを抱えた女性専門の無料心理的社会的相談所

(1996年の Mattei 法で、臨産婦に必要なのは物理的支援だけでなく、社会的精神的支援なので、児童相談所が妊娠中の女性の社会的精神的支援もするよう義務づけた<sup>12</sup>。CASF222-5にも妊婦の支援は児童相談所の役割と書かれている。パリ市は民間団体に委託し独立した形で運営している無料心理的社会的相談所がある)

③ 社会的心理的困難を抱えた女性専門の産科

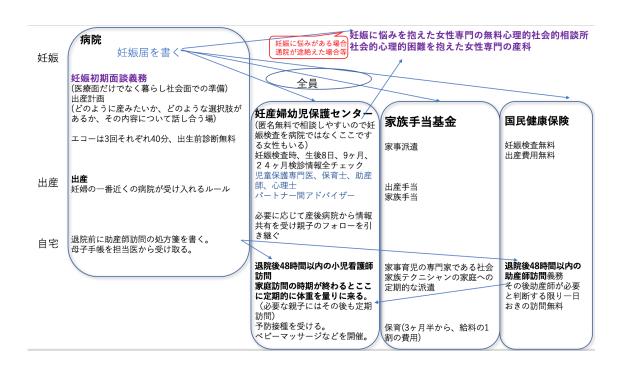
また、病院の産科には母子を丁寧に見守れるよう助産師を多く配置した専門フロアをもうけているところもある。

全員妊娠初期面談を受け、妊娠中から妊産婦幼児保護センター(日本の保健所に近い)による心理ケアや家族手当基金(家族手当などを担当している機関)による家事派遣、産科のソーシャルワーカーによる社会的支援も受けることができる。産科は妊婦の受診が途絶えたときなどもチェックし専門的なケアができる機関につなぐ。パリ市とパリ郊外の病院は共通システムなので、受診が途絶えた女性について警告をアップすると情報共有することができている。地方の場合は行きそうな先があればその県に警告を送る。

図:妊娠に悩みがある女性を専門機関につなぐ流れ

<sup>11</sup> https://www.ameli.fr/assure/sante/themes/grossesse/preparation-parentalite

<sup>&</sup>lt;sup>12</sup> La loi dite *Mattéi* (n° 96-604 du 5 juillet 1996) a ainsi prévu qu'il leur serait proposé ou qu'elles pourraient demander à **bénéficier d'un accompagnement psychologique et social** de la part du service de l'aide sociale à l'enfance. https://www.senat.fr/rap/r01-065/r01-0652.html



## 妊娠初期面談

妊娠初期面談は義務である(L'entretien prenatal précoce<sup>13</sup>)。2007年の児童保護改正により予防に力が入れられ、この妊娠初期面談が第一の予防のステップとなった。妊婦の医療面だけではなく、社会的精神的状況を確認することを目的としている。しかしどの専門職が担当するかの指示はないので、産科によっては助産師が担当し、そこまで社会的精神的チェックを受けたと感じなかったと答える妊婦もいる。

産科には専属のソーシャルワーカーが例えばパリ市立 Port-Royal 病院には5人、心理士が4人いる。ソーシャルワーカーによると、フォローする妊婦の5割は滞在許可がなく、滞在許可、身分証、健康保険、住居など幅広い支援を連携先と一緒におこなう。

ここでは筆者が受けた妊娠初期面談について記載する。

産科で医師が妊娠の診断をすると妊娠届を医師が書き、その内容は妊産婦幼児保護センター、国民健康保険、家族手当基金に共有される。妊婦自身が移動し届けを出したり母子手帳をもらいに行く必要はない。妊娠中の検診と出産費用は無料になる。 筆者は医師の診察後に妊娠初期面談が義務であるから診察室で待つようにと言われ、

<sup>13</sup> 

https://www.ameli.fr/assure/actualites/lentretien-prenatal-precoce-un-accompagnement-desormais-obligatoire-pour-less-futurs-parents

医師と入れ替わりでソーシャルワーカーが来た。そこでソーシャルワーカーに家族がフランスにいるか、夫の働き方やどれくらい家事育児を期待できるかなどを質問された。そして移民夫婦で家族が近くにおらず、夫がサービス業で夜間や土日、長期休暇期間不在であることは 1 人で子どもをみる時間が長く簡単なことではないのでサービスを利用するようにと助言をもらった。健康保険の範囲で、家事育児の支援を定期的に受けることができることなど教えてもらった。出産後の暮らしについて考えたことがなかったし、自分が普通よりも困難が予想されるとは自分では思い至らなかっただろう。サービスがあることを知らなければ調べることもしなかったと思う。自分では思い至らなかったことを複数指摘されたので、ソーシャルワーカーへの信頼感が芽生え、今後も何かあったら相談してみようと思える機会になった。その後も、妊娠中に絶対安静の診断をされたり、早産の危険性が医師に指摘される度、妊娠中の入院、退院の度に医師と入れ替わりでソーシャルワーカーが現れ、自分がしたこともない心配をしてくれた。

このようにして親になる準備が妊娠発覚時からされ、「複数で子どもを育てる」ことが 推奨され、専門職の存在を知らされる。他にも、出産時に子どもの病気を知らされ母親 が泣き崩れたケースや産後 2 週間産休があるはずの父親が不在がちだったケースなど は特に手厚く産後の家庭訪問がおこなわれている。専門職たちが何度も親に会う機会を つくり、相談できるようにすることで「親になること」と子育てを専門職が見守り支え うようとしている。

また産科のソーシャルワーカーは匿名出産の際も重要な役割を果たす。

## ソーシャルワーカーへのインタビュー:

匿名出産を希望する女性には妊娠中の検査の際、決してエコー画面を女性に見せない、 けれど元気かどうかは伝え安心させるなど配慮が必要ですが、思い至らない助産師も いるのでソーシャルワーカーが先回りして準備します。

匿名出産の女性には、産前も産後も赤ちゃんの泣き声が聞こえないように入院ベッドを配慮します。妊娠中は医療的なケアを要する女性たちと同じフロアにし、産後は赤ちゃんは小児科で預かり、女性は産前と同じフロアのベッドを使います。

匿名出産の場合は、帝王切開にならないように最大限努力しますので、60 人近くみてきたなかで一人しか帝王切開していません。女性に傷跡が残らないようにということと、なるべくすぐに社会生活に復帰できるためです。また新しいパートナーができたときに、一度も出産経験がないように見えよるようにしなければならないので帝王切開はしません。医療チームも普通より多い 4 人体制でお腹を押して赤ちゃんを出します。

不思議なことに、ほとんどの場合、赤ちゃんは元気です。未熟児や、病気や障害を持って生まれる子はまれです。だいたい 3,2kg くらいと通常と同じくらい元気に生まれます。出産もとてもスムーズで 2 時間くらいで済んで病院を出てしまう女性が多いのも特徴です。ちょうど出産予定日くらいに生まれることが多いのも特徴です。

## 妊娠に悩みを抱えた女性専門の無料心理的社会的相談



パリ市は民間団体に委託して独立した妊娠中に悩みを抱えた女性専門の無料心理的社会的相談所をもうけている。2018年には88件相談があり、63件は出産し、13件は匿名出産、10件は匿名出産を撤回した。利用者は14-43歳と幅広く平均25歳。相談者の半数は移民出身か移民だが、匿名出産は1人もおらず、経済的な理由と匿名出産は結びつかない、匿名出産はむしろ経済的社会的に安定した状況の人が多いとする。

心理士兼ソーシャルワーカーへのインタビュー

#### 目的:

私たちの役割は<u>彼女のかかえているものを軽くすることです。生まれてくる子どもが、</u> 感情的な負荷を担って出て来ることのないようにすることです。

自分が妊娠したということをとても苦しく思っている人はいます。望んだ妊娠だった としてもです、自分の意思とは裏腹にです。だからといって虐待をするわけではあり ませんが、ケアをしたら女性も苦しみを解放でき、赤ちゃんの負担も減らせます。 きちんとケアを受け病院で安全に生まれた子どもを良いコンディションで送り出すこ とができるのは社会にとってとてもプラスなことです。

<u>匿名出産の場合は子どもが母のもとを離れる準備ができた上で送り出すことができるということが重要です。ですから、私たちが送り出した子どもは調子がいいと乳児院</u>に言われます。

匿名出産とケアがあることで、出産費用30万円が国にかかったとしても、母が苦しむ、十分ケアされない子どもが育つ、稀に遺棄や虐待リスクがあるよりは社会全体にとってずっといいのではないでしょうか。この制度があることで女性にも子どもにもそれぞれにケアをして社会に送り出すことができるのです。

#### 匿名出産を希望する女性たちの特徴:

人と距離をおく人、孤独であると感じている人が多い。想像の中で本人がそのように 現実を受け取っている。閉じている人が多い。

## 匿名出産を希望する理由:

母親になることを受け入れられない個人的な感覚があることは確かですが「実際状況的にはなぜ今ではダメなのか」というのは私たちにはわからないままです。社会的に難しい状況にいる女性より、パートナーがいて、経済的にも恵まれている方が多いです。なので、状況や社会的経済的な理由ではなく、精神的に今子どもを持つというこ

とが受け入れられないということを感じます。

#### 背景:

幼少期に断絶を経験していて、その断絶を乗り越えられていなかったために、大人に なってからの恋人との別れというような断絶を他の人よりも乗り越えるのが困難なの です。なので、誰かを頼るとまた断絶を乗り越えにくいことをわかっているので、そ もそも人と距離を置き、頼らないのです。

幼少期の断絶の経験は実の親や祖母などその子のケアを主にしていた人との間のことです。親友が裏切ったとか、恋人に捨てられたといったことを女性が話したとしても、裏に幼少期の経験がありあります。<u>妊娠拒否は親からも拒否されている</u>ということでもあります。

<u>何年も不妊治療をして、妊娠を希望していても、いざ妊娠すると泣きながらここに来</u>る人はいます。

研究でわかっているのは、人間というのは嫌なことは意識の裏に追いやってしまうのですが、妊娠すると追いやっていたことが意識の中に戻ってくるのです。辛い経験がたくさんある女性にとっては、それらが全て蘇る時期なのです<sup>14</sup>。

トラウマというのは、一度受けるとその後忘れていてもまた突然現れることがあります。現在の出来事自体がショックなのではなく、幼少期のトラウマ経験があるから現在の出来事についてショックを受けるということです。

匿名出産をした人は子ども時代の関係性に問題がある場合がほとんどです。子ども時代からひっかかっている経験があり、妊娠を受け入れることができないという現在につながっているということです。何かが残っているために、成熟することができず、子どもを受け入れる準備もできないのです。精神的に、踏むべきステップのいくつか、踏めていないものがあったと感じます。

子ども時代にもっとケアをしていればこんなに悩まずに済んだと思います。

## 周囲の人に話さない理由:

少なくともここに来る人は全員、望んだ妊娠だったとしても今は妊娠していることを苦しく感じていて、どんなに親しい友人がいても妊娠していることを誰にも話していません。それは、重要な決断であるということがわかっているからこそ、そのことについて話をした人の意見に影響を受けたくない、自分の決断を左右されたくないと思うからなのだそうです。

その考えは間違いではないと思います。なぜかと言うと、結局家族やパートナーの一人にでも話した人は結果的に 100%その子供を引き取っているからです。自分が望んでいなくてもそのような結果にならざるを得なかったのです。家族に言ったばかりに自分の意思とは違い子どもを引き取ることになった女性の場合は心配です。あとあとまで子どもとの関係性について相談に来ます。匿名出産は、一人で考える女性に寄り添うプロフェッショナルの存在が必須です。大きな決断を一人でするという先々までの負荷をやわらげ、自分で判断することを支えるためです。

<u>こういう結果を見てきているので、誰にも言わない理由はよくわかります。身近な人</u>には誰にも言わないということが、自分で決断する上で重要な点です。

匿名出産を本当にする人のほとんどが、子の父は妊娠さえも知らされていません。カップルだったとしても、パートナーに知らせていません。

妊娠を苦しく感じていることに罪悪感があるので公的機関は苦手です。

<sup>14</sup> Monique Bydlowski "La transparence psychique" https://www.cairn.info/revue-devenir-2001-2-page-41.htm

#### ここでしていること:

妊娠を苦にしている人にとって、妊娠の話をすると二度と来ないでしょう。苦しみを 取り除けるものから取り除くことが何よりも大事です。

<u>トラウマを言葉にし、ケアして、あとで女性と子どもがいい状態で産まれるようにす</u>ることです。

<u>育てるだけのエネルギーがないとしたら、何をすることができるか。自身をどれだけ</u>ケアできるか、話せることを話して生まれて来る子どもの負担を減らせるか。手紙を 書くことはできるか。

私たちが聞かなくても、子ども時代の親との関係だったり、女性らちは辛かったことをここで話し、泣いて、また違う話をします。来た時には「なんで自分が不調なのかわからない」という状態です。「こういう理由で妊娠を喜んでいない」と妊娠を喜ぶことができない理由を整理して説明できる人はいません。話す内容が多すぎて出産までに妊娠や出産の話にはたどり着かないことも多いです。

タブーがあって、<u>妊娠していることの苦しみを話すことができず、ケアも受けられないとしたら悲劇的</u>なことです。

子どもの将来にとって、よく理解し整理され、離れるとわかって親元を別れ、新たな家族のもとに行くのは大切なことです。母も私たちのサポートのもと、<u>産科で子どもに直接説明します</u>。子どもが乳児院に行って、そのあと新しい家族に行くと説明します。<u>ここで支援している女性たちは全員産科にいる間、子どものケアもします。子どもに説明をして温かい言葉をかけたり手紙を書いたり子どものことを想った行動をします。それを感じた子どもは、感じられなかった子どもとそれから先の人生で大きな</u>違いがあると思います。

### 匿名出産の意義:

ここに来る女性たちはほんとうに悩みが深くて、妊娠を機に全て噴出したけれど、そもそもかなり精神的に孤立の深い状態で生きていたり、大きなトラウマを抱えていたり、知り合いが一人もいなかったりしている人たちです。とても自力で妊娠検査に定期的に通うことなどできない状態ですが、それでもフォローがあるおかげで皆病院で赤ちゃんを産み、母親として手を尽くして送り出しています。

妊娠をなかったことにできる、子どもと別々の人生を歩むこともできる、その可能性が許されていると知ることで、今自分の身にせまっている出産と子どもの誕生を一時的にでも距離を置いて考えることができた</u>かもしれません。精神的に、この選択肢が全くないのとあるのでは、あった方が柔軟さ、精神的ゆとりをもたらしてくれると思います。利用する人がごく一部であったとしてもそういう意味でも大きな意味があります。選択肢があるということが重要なのです。「妊娠をなかったことにするということも認められている」というのは心理的負担として違うものです。「どうしてもできなかったら誰かにお願いしていいんだ」と思えたら悩みの中でも少しは息つぎができると思いませんか?「自分で育てるしかない、でもできそうにない」という気持ちで産まれてくる子どもに出会うのと、「お願いもできたけれどやっぱり自分で育てたい」と思うのとでは、同じ引き取るということでも気持ちが全く違います。

「私はこの子どもは育てられない」ということもありうるし、許されていいことだと

思います。子どもを想ってのことだからです。

Mattei 法という法律で妊娠中の女性を精神的にサポートする窓口を作っても、匿名出産の数は増えたことはありません。福祉サービスが充実するにつれ減る一方です。実際ここでも 63 人妊娠を苦にする女性が訪れ、ケアされる中で少なくとも 10 人は匿名出産希望だったのを撤回し育てることを決断し、他の 40 人も匿名出産の選択肢を知りながら、最初に来たときより良いコンディションで子どもを迎えました。

パリには妊娠中の女性専門の病院が2箇所もあるので、精神的な負担がとくに大きくて眠れないなどの問題がある女性はそこに紹介します。

#### 産科のソーシャルワーカーへのインタビュー

院内に心理士は4人いますが、女性には外部にある専門の社会的心理的相談室に行くように言います。大晦日の夜21時でも出産を迎える女性がいたら病院に来ましたし、週末も携帯電話に誰かしら答えます。産後10年間毎年子どもの誕生日に手放した子どもについて話に来る女性もいるそうです。病院の心理士にはそのような対応はできません。

最初は紹介しても積極的な女性はいません。妊娠や出産について考えたくないからです。けれど、私は女性の前で電話をかけて女性のことを紹介しよろしくねと頼みます。女性には「一回行って気に入らなかったら二回行かなければいい」と言います。なのに、ほとんどの女性はその後毎週行きます。二ヶ月に8回も行くのです。

匿名出産の記録にも大切な役割を担ってくれます。準備していないと CNAOP の聞き取りに率直に「学生で金がなく、妊娠中ドラッグもやっていたし複数の男と寝たから誰が父親かわからない」と答える人がいます。けれど、心理士の手助けがあると、将来子どもが見たときのことなどを一緒に考えるので、もっと言葉を選べるようになります。同じ人が「良い家族に恵まれ、教育熱心な両親で、今学生であることも考え」と自分の違った面を子どもに残そうと考えるようになるのです。両方真実であったとしても、子どもにとっては全く違った母親のイメージを持ち、それから先を生きることになります。専門のサポートを得て一緒に書類に書くこと、子どもへの手紙の内容を考え、出産時赤ちゃんに話すときのこと、使う言葉も一緒に選びます。心理的社会的相談室のサポートなしに匿名出産という制度は完成しない、匿名出産を補完しているのが彼女たちだと思います。

親としての準備を支える機関があり、養子縁組を希望したとしても、母親と子どもそれ ぞれがより良いスタートが切れるよう支えている。<u>匿名出産と女性の心理的社会的サポ</u> ートはセットで存在する必要があることが伺える。

## 社会的心理的困難を抱えた母親専門の産科



日本では精神科と産科を一緒にケアすることのできる病院が多くないことが課題とされているが、フランスの産科は心理士を配置しており、精神科も同時にかかれる病院もある。

また、産後退院すると 48 時間以内に助産師か小児看護師が家庭訪問することになっており、出産時の医師がその処方箋を書く。その後も必要な限り隔日家庭訪問をおこなう。それをおこなう小児看護師か助産師が母子の状況が落ち着き、妊産婦幼児保護センターへの引き継ぎが良いと判断した時点からそちらに定期的に通うようになる。筆者の場合は、帝王切開の抜糸を自宅で助産師がおこない、赤ちゃんの体重増加が安定した時点で引き継ぎを提案された。妊産婦幼児保護センターには小児看護師、児童保護専門医、助産師、心理士などがおり、予約不要、無料で診察を受けたり育児に関する相談ができる。「定期的に赤ちゃんの体重を量る必要がある」というのが口実だが、実際には広い待合室で心理士が話しかけてきたり赤ちゃんと遊んだり、親子の状況を確認している。妊娠中から切れ目なく、専門職が親子の状況を確認し well-being を守ることをミッションとして配置されている。親が望む限りは実親が親としての役割を果たすことができるように専門職たちが見守っている。

#### 経済的社会的状況に左右されず親が望めば子どもを産み育てられる、養子に出すこともできる。

- 匿名無料で診察を受けたり相談できる公的機関が身近にある
- 経済的な事情で子どもを諦めなくていいような仕組みがある
- 無料で妊娠検査、出産でき、健康保険で家事育児のサポートが頼め、保育は収入の1割で夜間や週末に対応した保育アシスタント制度もある。週末だけ里親といった方法もある
- 収入が少ない場合は基本的に無料で大学、大学院も卒業できる
- 母子施設も夫婦で住めたり、施設内に保育園があって仕事や学校に行ける
- 匿名出産することができる
- 妊娠中に悩みがある場合は、ケアを受けることで親も子どももより良い状況で次のステップに進むことができる。
- 育てたいかどうかという母親の意思を尊重することが大事で、無理に押し付けても母親も子どもも苦しむことになると言われている。

しかし、実際パリの住環境は飽和状態なので、市内に住むことは競争率が高く、施設や公的住宅は郊外のことが多い。希望する条件ではないところを転々としながらいいところを待ったり、郊外の住居を与えられては都心に戻って「住居がない」という訴えを繰り返す人もいて、誰もが望む住環境を公的機関に与えてもらえるわけではないのが現実である。

#### 匿名出産まとめ

## 匿名で産み養子に出し、子に受け入れる用意のある親を与えることができる 妊娠中に専門職のサポートを得て準備して親になることができる

- 母親も子どもを認知するかどうか決めることができる。「避妊でき、中絶でき、産 んでも育てない選択をすることができる」
- 父親は遺伝上の父親ではない人も子どもを認知することができる。子どもに2人の 親を与えることが重視されている。
- 両親が親権を維持し、離別後も養育に携われるよう必ず家庭裁判所に子どもがどこ で過ごすか届け出ることが求められている。養育費の請求や面会は家族手当基金が 仲介することができる。
- 匿名無料で診察、避妊具の提供、中絶を受けることができる家族計画センターがある。パートナー間や恋愛の相談にも専門家が応じる。将来親になる若者のケアを目的としていて特に暴力被害経験がないかチェックし、あった場合はケアする。赤ちゃんが望まれたタイミングで生まれてくることでリスクを軽減しようとしている。
- 妊娠の際は医療面だけでなく社会面心理面でも支援が必要ないか確認するための 妊娠初期面談が全員義務づけられている。
- 妊娠に困難を抱えている女性のケアを専門とした無料社会的心理的相談室や、精神 面も同時にみることのできる病院がある。
- **産んでも育てられない状況がある、ということを認め**、そのための仕組みがある。 仕組みがあることで、妊娠中に困難を抱えている女性にとっては追い詰められずに 考えることを可能にしている。
- まわりの人が本人の意思に反し子どもを引き取る決断をさせたとき、お母さんも赤ちゃんも苦しむことがある。周りの人に言うと引き取ることになるため、迷いがある場合は周りに相談せず専門職に相談し自分自身の答えを出すことが重要である。
- 社会的支援が充実し、経済的な心配があっても希望すれば子どもを育てられる制度 があっても、毎年安定して600人程度が匿名出産で生まれている。匿名出産をする

女性は経済的社会的に困難な状況にある女性よりも、心理的な困難を抱えつつもケアを受けられなかったため、赤ちゃんを迎えられる状況にない女性と言うことができる。若い時からケアを受けることができていれば防げたのではないかと考えられている。

- 匿名出産は女性と子どもを救済するための制度で公衆衛生として存在する。公立私立全ての病院で受け入れ義務がある。
- インターネット検索をすると一番最初にわかりやすい国のホームページが出て、郵便番号を入力すると近くにあるどこに連絡すればいいか容易にアクセスできるようになっている。
- 合法な制度が存在することで遺棄することは違法であると線引きすることができる。
- 匿名出産を希望する女性にも必ず自分が育てたい場合は社会的支援が受けられる ことが伝えられる。
- **匿名出産と、女性の心理的社会的支援はセット**で必要である。パリ市は心理士とソーシャルワーカー両方の資格を持った専門職が女性をケアし、女性も子どももケアされて社会に送り出されるように支援している。心理的社会的支援を経て送り出された赤ちゃんは乳児院でも調子良く過ごすことができている。
- 赤ちゃんに真実を説明すれば赤ちゃんが不安になったり疑問を感じたまま引っかかりを持って生きずに済むので、誕生時から赤ちゃんに関わる大事なことは全て赤ちゃんに説明される。言葉を適切に選べる心理士がサポートする。
- 妊娠中の女性も児童相談所に支援義務があり、母子施設に入所することができる。
- 各県に匿名出産について訓練された担当者がいて、匿名出産をする女性に直接制度 の説明をし、子どものために情報収集することが実施にあたって重要な点である。 彼らは医療機関への制度の理解や手続き方法の周知も担う。
- 匿名出産後2ヶ月は猶予期間がある。妊娠していると認識するのが出産直前だったり出産時である「妊娠否認」をしている女性が多いので、出産時は準備できていない、パニック状態ということも見受けられる。実際15%もの女性が2ヶ月以内に引き取りに来ているため、この猶予期間は重要であると考えられている。2ヶ月と決まっていることで、子どもに対する権利が実親にある期間と、養親にある期間が明確に線引きすることができる。
- 妊娠否認の背景、匿名出産をする女性の多くは、幼少期の辛い経験がケアされてきていないことが多いということがわかっている。予防として家族計画センターでは

「性」「避妊」の相談や診察をケア実現の機会にしている。

- 18 歳までの暴力被害経験が初交年齢を早めること、子どもを迎える年齢を早めることが研究で明らかになっており、ケアすることで望まない性に応じないで済むようになると考えられている。
- 2 ヶ月の猶予期間は子どもにとっても有意義であると考えられている。それは、専 門職のそろった乳児院などで手厚いケアを受け、赤ちゃんのニーズを十分理解した 上で赤ちゃんに一番適した養親を選ぶことができるからである。
- 出自を知りたい子どものために国が情報整理をする機関を用意している。そのことで、匿名出産をする女性と子ども双方の権利が守られ、利益が調整できるようにしている。
- 出自に関して問い合わせをするのは養子の 5%にすぎない。情報がただ欲しいのではなく、現在抱えている問題を解決するために情報へのアクセスを求めているので、 **心理士が問題の解決を支える**ことが重要である。

## 5. 養子縁組

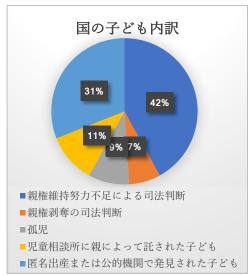
養子縁組<sup>15</sup>可能な子どもは明確にわかるようになっている。1章から紹介しているように親権者がいない子どもは「国の子(Pupilles de l'Etat国家被後見子とも訳される)」(社会家族法224-4)というステータスになり国が後見人となるためである。

匿名出産の子どもは国の子としての期間は短い。82%が平均2,7ヶ月養子縁組候補の家庭のもとへ委託され半年後に養子縁組、15%強は2ヶ月以内に実親によって引き取られる。

国の子は2017年には3888人いたが、半分は社会的養護出身の子どもである。9割が司法判断で施設や里親宅に措置されているため、半年か1年ごとに裁判がおこなわれ、親が養育する意欲があるのか見極める機会になる。さらに2016年の法律で1年以上親と連絡がとれない、親が面会や裁判に来なかったり子どもの必要としていることに応えない場合に、親権を剥奪し養子縁組できるよう準備する専門機関ができた。「児童相談所に委託された子どもの状況を調査検討する学際的、複数機関横断的委員会CESSEC(La Commission d'Evaluation de la situation et du statut des enfants confiés, 社会家族法

<sup>&</sup>lt;sup>15</sup> 日本と同じように実親の履歴は残らない完全養子縁組(Adoption plénière)と、実親の履歴が残る単純養子縁組(Adoption simple)があるがここでは前者のみを扱う。

Art.L.223-116)」と言う。2年ごとに社会的養護の子どもの状況を確認する。



□(ONPE, 2019 をもとに筆者作成)

グラフの 42%「親権維持努力不足によって司法判断で国の子になった子ども」はまさに CESSEC の調査の結果司法判断があったケースである。7%は父親が母親を殺し、父親が親権剥奪になるなどのケースで、他の親戚が後見人にならなかった場合である。

2017年に3888人の国の子がいる中で、新規に国の子になったのが1260人、養子縁組・成人等で国の子でなくなったのが952人で34%にあたる。国の子は平均6歳で1歳未満は19%である。養子縁組されていない子どもたちは80%が里親宅、他は寮などにいる。

親権維持努力不足によって司法判断で国の子になった子ども(42%)が増えている分、すぐに養子縁組を望むとは限らない子どもが増えている。約半数が特別なケアを1つ以上必要としている子どもである(年齢が高い、兄妹がいる、病気や障害など)(ONPE,2019)。

現国の子へのインタビュー(13歳男)生まれてからずっと里親宅に暮らしている。

「お母さんとは連絡があることもある。妹は国の子ではない。なぜかはわからない。他にも妹がいるけど遠くの県にいて会ったことはない。いつ自分が国の子になったかも覚えていない。お母さんはずっと精神病で入院したり、違う県に住んだり、連絡が何年もとれなくなったり、自分のことをいらないと言ったり、けど会いたいと言ったこともあったと思う。妹には会っていると思うけど、自分はもう3年は会っていない。これまでも養子縁組に行きたいと思ったことはないし、これからもないと思う」

<sup>16</sup> CASF Art. D. 223-26.-La commission pluridisciplinaire et pluri-institutionnelle mentionnée à l'article L. 223-1 est dénommée commission d'examen de la situation et du statut des enfants confiés. (Décret n° 2016-1639 du 30 novembre 2016 relatif à la commission pluridisciplinaire et pluri-institutionnelle d'examen de la situation des enfants confiés à l'aide sociale à l'enfance prévue à l'article L. 223-1 du code de l'action sociale et des familles)

国際養子縁組 421 件(2019 年)(滞在費など約 130 万円) 国内養子縁組=匿名出産 500 人、社会的養護出身 100 人

養親候補の承認は公的機関のみでおこなっており、民間機関で養子縁組をする際も公的機関の承認を経る必要がある。1つの県で承認を得ると全国で有効で、国際養子縁組にも必要とされ、有効期限は5年間である。国内の養子縁組斡旋団体は年間10件しか成立せず、ほぼないに等しい。(パリ市養子縁組機関より)

全国で1万3000件、承認を得て養子を待っているカップルまたは単身者がいる。国際養子縁組を担う AFA は35 カ国と提携しており、6338件のフランスの承認済み養親が登録している。2018年には160組の縁組を成立させ、フランスの養子縁組の26%を占める。養子の34,7%は病気の治療を必要としていて、76,7%は1つ以上の特別な支援を必要とする子どもである。(EPA, 2019)

## パリ市養子縁組機関、養親になる道のり

職員は35人、うちソーシャルワーカー9人、心理士3人、他は事務員。非常勤の児童 精神科医。

職務内容:国の子の受け入れ手続き、CNAOP 担当の2名は病院や乳児院とやりとり、 養親候補と約1年半毎月面談(承認を得るのに平均9ヶ月かかる)、勉強会や講習会の開 催、国の子と養親候補との引き合わせ、委託後裁判まで半年間のフォロー。

パリ市の登録養親候補数(承認済み)は 551 件(2018 年 12 月 31 日時点、カップル、単身者)。2018 年に新しく養親として説明会に参加し承認までのプロセスを始めたのは 431 件、うち 9 ヶ月の最終ステップまで進め承認希望を出したのが 130 件、うち 承認が得られたのが 121 件である。(EPA, 2019)

赤ちゃんの養親には45歳未満しか選ばれない。

子どもを託される養親の平均年齢は 41 歳 (EPA 職員より)

パリ市の国の子は40人(2018)、うち匿名出産は22人。

6人は実親が国の子のステータスを撤回させ、4人が児童相談所に継続して委託、2人 が引き取り。

16人は養子縁組目的で養親のもとに委託された。

他に国際養子縁組で21人の子どもがフランスに来た。

出自に関する問い合わせは 22 件あった。(EPA, 2019)

#### 養親になる道のり=子どものニーズに応えられる養親が選ばれるように

- 説明会に参加。半分が脱落
- 9ヶ月間市の養子縁組事務所で面接を繰り返す。約1年半は密に担当ワーカーに会う。 外部の心理士にその夫婦にとって養子縁組が何を意味するか報告書をもらう。 養親登録に至るのは14% パリ市の登録数は1万3000。うち1400が委託成立。
- **登録は5年間有効**。過ぎてしまうとやり直し。勉強会や養親の会への参加など受け続け十分養子縁組事務所と信頼関係が築けている人が選ばれやすい。
- 子どものプロフィールが出たら養親候補を登録者から選ぶのは**家族評議会** (パリ市は議員2人、元養子2人、児童福祉分野の研究者2人、医者、養子当事者団体の代表)
  - 委託したら養子縁組休暇10週間
- 養子縁組事務所のワーカーや乳児院の担当者が裁判による養子縁組成立までフォロー 半年後に裁判で養子縁組成立。名字も名前も養親の決めたものになる。

- 採用で見ているのは実親が子どもを手放すこと についての理解。子どもの歴史を一緒に支える覚 悟があるか。
- 承認を得るのに3つ答えを出す
  - 1肌の色
  - 2 病気と障害
  - 3 背負っている歴史

養子縁組可能な子どもがいる際に養親候補を決めるのは家族評議会(Conseil de Famille, CASF Art L224-2)という、養子縁組機関とは別の組織であることが重要なポイントである。養親候補を継続支援するソーシャルワーカーは養親に選ぶ権限があるわけではないので支援に徹することができる。家族評議会のメンバーはパリ市の場合、議員 2 人、元養子 2 人、児童福祉分野の研究者 2 人、医者、養子当事者団体の代表から構成されていて毎月候補の国の子に一番適した養親を選ぶ会議を開いている。

登録の手続き開始から承認まで約9ヶ月かかる。最低1年半はほぼ毎月養親候補は担当 ソーシャルワーカーに会い、その後も勉強会や講習、養親の集まりに参加している。そ の方が事務所のワーカーたちと信頼関係が形成され、選ばれる確率が高くなる。

## パリ市養子縁組事務所責任者

#### 養親承認まで

経済状況や健康、住居は基準がある項目があるわけではありません。犯罪歴は調べます。

一番重視しているのは実親が自分で育てられないということの意味を理解しようとしているかという点です。子どもの歴史も含め支えることができるか。子どもに合わせられる養親でなければなりません。ワーカーは複数いるので、面接の中で夫婦についてどう感じたかグループで検討します。外部の心理士にも会いに行かせ、その心理士からみてそのカップルにとって養子縁組が何を意味するか報告書を書いてもらいます。本や映画のリストを渡し、読んだ内容について話し合ったり、講演会に参加してもらい感想を聞いたりします。

却下されるケースとしては夫婦で望む子供のプロフィールに誤差があること、養子であることを子に言うつもりがないかもしれないこと。孤立していて親しい家族がいないから新しい家族を迎えようとしていること。家庭内に秘密があって解決していないこと。弱さを感じ、うめてくれるものを探していると感じるときです。一度 6ヶ月間休んでもらってから、半年後に来るように言うこともあります。養親の会には必ず参加してもらいます。自分の子どもの代わりの理想の子ども、できれば赤ちゃんを望んでいた状態から、子どもを理解し支えられる親になれるかどうかを 9ヶ月間で見ます。一度登録が済んでからも小さいグループで勉強会をします。後見人や乳児院のスタッフを招いて、今乳児院にいる子供のケースについて話し合ったり、映画を見たりして、子供たちの抱えている問題の難しさについて情報交換をしたり、養子縁組み後の難しさについて話します。そのような会に多く参加している人ほど養親として選ばれる機会は多いです。一般的には赤ちゃんを迎えるのに夫婦には 10ヶ月の準備期間があります。養子縁組は短くて 3 年、平均 4-5 年養親候補が準備してから子どもを受け入れます。私は 26 年間働いていますが、養親のもとに子どもを委託し観察期間中に不適合と判断して連れて帰ったのは 2 件のみでした。

#### 養子について:

産科にワーカーが行き、実親が育てられないけど養親が迎えに来ること、それまで乳児院で待つことを説明し、乳児院にも通い、養親候補に会ってからもフォローします。子どもにきちんと説明すること、透明性があることは子どものwell-beingのために重要です。ちゃんと説明していれば赤ちゃんは相手を信頼し受け入れます。ワーカーも生まれた日から裁判まで継続して同じ人が赤ちゃんに会いに行きます。2ヶ月間で赤ちゃん1人に担当は5人つきます。小児看護師、心理士、保育士、作業療法士、それらをコーディネートする担当です。赤ちゃんをよく知り、一番適した養親を選ぶことができるためです。アルコール中毒の症状がある、障害がある赤ちゃんの場合も養親希望はいますが、それぞれの専門医に会って十分理解してから受け入れたいか決めてもらいます。

養親へのインタビュー 34歳。4年間で匿名出産の新生児と養子縁組成立。

最初に養子縁組事務所に行くまで夫は養子縁組に反対でした。けれど、考えが完全に変わりました。養親たちの週末お泊まりイベントに参加したらかえって彼の方が積極的になりました。

養子縁組関係で働く人たちがあまりに素晴らしくて、そこで養子を迎えたいと 2 人で話し合いました。フランスの養子縁組の赤ちゃんは最初からたくさん愛をもらって支えられてきているとわかって、安心感がありました。<u>最初に養子縁組事務所を訪れたときから、赤ちゃんが匿名出産のあと本当にいい環境で丁寧に育てられていることを知ったから、信頼していた、そこで数ヶ月育った赤ちゃんなら大丈夫という信頼感がありました。</u>私たちが迎えてもうまくいくだろうと思えました。

ただ、承認を得るまでは疑問が次々と湧いて、向き合う、取り組む時間を要するものでもありました。思いついて数ヶ月後に子どもを迎えられるようなものではないと思います。親も家族みんなも十分準備している必要があることです。私は口には出しては言わなかったのですが黒人の子どもを迎えることを恐れているだろう両親と映画を観て話し合ったり、承認を得るまで1年半かかったけど、実際最低でもそれだけの間準備を要することだったと思います。

- 3つ自分で決めなければならない項目があります。私たちはこのように答えました。
- 1. 肌の色 origine: 何色でも問題ない
- 2. 病気障害 santé:将来自立できる可能性のある範囲なら OK

3. 背負っている歴史 histoire: 妊娠中の薬物アルコール以外 OK けれど、妊娠中の薬物とアルコール摂取も受け入れられるか考え直すために専門医に アポイントメントを入れて待っていました。 (文末に養子と初めて会ったときの様子についてのインタビューあり)

パリ市の場合、匿名出産の子どもは養親に会うまでの期間を乳児院で過ごす。それは専門職が揃っているため手厚いケアをして赤ちゃんのニーズを知ることができるためである。匿名出産後養親のもとに託されるまでの約2ヶ月半、赤ちゃん1人に担当者が5人つく形でケアがおこなわれる。小児看護師、心理士、保育士、作業療法士、それらをコーディネートする担当である。乳児院でも赤ちゃんは3人から5人の年齢差のあるグループ単位の部屋で過ごしており、赤ちゃん25人に職員が50人いる。

### パリ市立乳児院の小児看護師へのインタビュー

### 入所中

きちんと説明していれば赤ちゃんは退所後に心配にならないで、いろいろ疑問を抱えないで済みます。ただ、赤ちゃんにその状況について説明することが許可されているのは心理士など繊細な言葉を選ぶことができる人のみです。赤ちゃんにとって個人的な話は誰でも口にできるわけではありません。

職員は赤ちゃんに「誰かとアタッチメントを形成していい」ということを学ばせながらも、養親のところに行くときに離れられないことがないよう、とても丁寧に距離をはかっています。

# 引き渡し

精神分析の立場を重視しているので、最初は養親は自己紹介のみです。突然だっこしたりしません。オムツをかえる、ミルクを飲ませるというのは段階が進んで十分知り合ってからです。赤ちゃんが許可する、養親を受け入れるのを待ちます。関係形成というのは少しずつ、赤ちゃんが決めて進めるものです。

養子縁組について、特にパリでは養親候補は白人、養子は白人以外の方が多い。国際養子縁組みに至っては自国内で養親が見つからない場合に認められているので特別なケアが必要な子どもが 68%と多い(年齢が高い、兄弟一緒、病気 20%)(EPA, 2018)。フランス人は養子縁組についてどのような感覚でいるのか養子縁組関連の 2000 年以降の法改正を担当した最高裁判所判事に尋ねた<sup>17</sup>。

最高裁判所判事 Le Boursicot 氏へのインタビュー

第二次世界大戦でフランス人にとっての哲学の土台ができました。「後天的に習得した

<sup>&</sup>lt;sup>17</sup> Le Boursicot 氏は最高裁判所の判事を務めながら政治家に法案を企画して提案し、法律の文言を作成している。 CNAOP に関する 2002 年の法律を作ったのち自身が作った CNAOP の初代事務局長も務めた。

ものが生まれながらのものに勝る(L'acquis est supérieur à 1'inné)」ということはフランスに広く共有されている哲学です。人を作り上げるのは遺伝ではなく教育、文化です。ドイツが 600 万人も殺し、重要なのは血統ではないということは十分証明してくれました。大戦後、血統など口に出すフランス人はいません。子どもの将来を決めるのは血筋ではなく生まれてからの環境や教育であるということは様々な分野の研究でも証明されています。少なくとも 1945-1985 年は子どもにどういう教育をするかという方が大事だと、私たちはそう教えられて育ちました。

筆者:養親の承認までの研修の目的、本や映画について話すことについて教えてください。

L: 養親を研修によって養成するためです。自分の子どもではない子どもを育てるということがどういうことか十分理解しないと養親の承認は得られません。養子縁組は子どものためであって養親のためではありません。養親の育って来た人生と大きくかけ離れた生き方への違いを受け入れられなければならないからです。

養子縁組というのは「違いを愛する」「違いと縁組みする」ということです。結婚や出産とは根本的に考え方が違います。障害がある、病気がある、精神病がある、とても辛い過去を経験してきているというのは、もっと大きな違いがあるということです。利他的なアプローチです(altruiste 愛他的。自己愛の反対)。フランスでは特別な必要性がある子どもでも養親が見つからないということはありません。

児童保護の専門機関が担当するということは、ソーシャルワーカー、心理士だけでなく、小児看護師、児童保護専門医なども関わっているということです。さまざまな専門職の目で養子も養親も見ています。子どもの教育と成長に関する専門家チームです。

国の子にとって最適な養親を選ぶために丁寧な養親の養成と選択のステップを用意している。実際に匿名出産の子どもで養子縁組がうまくいかないケースはとても稀だそうだが、児童保護施設で養子がうまくいかず保護された背景のある子どもに会ったので彼女の意見を紹介したい。

# 養子へのインタビュー

養子へのインタビュー (20歳。4歳のときに国際養子縁組でフランスに来たが一年 半で児童相談所に保護された)

子どもが養親に会ったときに子どもにもよく話をして同意しているか確認すること、養親のところに来てから子どもが気持ちよく過ごせているかをよくよく確認してほしい。児童相談所の人と1日か2日一緒で出かけて「家でどう過ごしてる?幸せ?嫌なことがある?」と本当に養子が幸せに暮らしているか確認しほしい。

私は保護されたあと里親のところでは確認があったのに、養親のところにいたときは誰に言えばいいかわからなかった。誰かいたらすぐに「悪いことは全部私のせいにされる、私は幸せじゃない、ここに愛はない」と言ったと思う。

里親はプロフェッショナルだから厳しく見られているし、里親について里子が児童相談所に困っていることを言うこともできるけど、養親は素人でしょ。里親よりもっとチェックしなきゃいけないのに。養親も里親も家でしょ、家で居心地よくないとどうやって調子よく人生過ごすことができるの、どうして学校で頑張ることができる?里親だったら辞めさせられて無職になるけど、養親だったら「合わなかった」

じゃ済まないでしょ、私はもうあの母親以外に選択肢はないんだから。 あと養子縁組には絶対にお金が介在するべきではないと思う(注:国内養子縁組は行 政機関がおこなうので手数料は無料だが、国際養子縁組の場合は受け入れ機関等か ら手数料を求められることがある)。手数料であったとしても、私はずっと「お金を 払ってまで引き取ってなんで養親は私をあんなめにあわせたのだろう」と思ってい たし、自分の存在するものの根本の一部にお金があるということがずっと引っかか っている。体外受精や不妊治療にお金を使うのとは話が違う。「お金で買われた子ど も」というのはどんな理由があったとしても事実としては変わらないでしょ?それ が土台にある人生ってどう思う?嫌じゃない?でも変えることができない事実でし よ、あとからそう思ったって。どんなに実親が貧しくてお金を必要としていて、子 どもを産むのとかお金がかかってたとしても、お金を払わないで、子どもを育てた いという気持ちだけで受け取っていたら、全く違った土台になってた。実親がお金 を受け取ったかもしれない、あの孤児院がお金を受け取ったかもしれない、私の人 生と引き換えになったお金が何かに使われている、おかしいと思う。

# 養子縁組まとめ

- 「国の子」の制度によって養子縁組可能な子どもが明確である。
- 「児童相談所に委託された子どもの状況を調査検討する学際的、複数機関横断的委員会」が親が面会や裁判に来なかったり子どもの必要としていることに応えない場合に、親権を剥奪し養子縁組できるよう準備する専門機関である。国の子の 42%はこの決定により国の子になっている。
- そもそも里親や施設措置されている子どもの90%が司法判断によるものなので、**半 年または一年ごとに状況を確認**している。

# 子どものニーズに応えられる親が選ばれる仕組み

- 公的機関が統括して養親育成と登録をおこなう
- 養親は最短で9ヶ月と時間をかけて社会的養護の子どもを育てることについて養成 される。祖父母も養親の会に参加したり映画上映会に参加するなどして準備する→ 最初から赤ちゃんには説明される。承認が得られても有効期間は5年間である。
- パリ市は2018年に承認済み551件、新規申し込み431件、承認121件、養子縁組 を前提とした委託16人、国際養子縁組21人。養子を迎えた養親の平均年齢41歳。 出自に関する問い合わせ21件。
- **家族評議会**が子どもにふさわしい養親を選ぶことで、養子縁組事務所の養親担当エデュケーターが決定するわけではない。担当エデュケーターは養親候補の支援に徹することができ、養親候補も率直に相談をすることができる。

# 6. 里親

調査先:

パリ市児童相談所

パリ市里親事務所(ケース会議参加、里親宅訪問同行、里親たちへのインタビュー)
民間里親事務所グランシェ団体(ケース会議参加)
社会的親縁組サービス Parrain par mille
セーヌ・サン・ドニ県児童相談所
セーヌ・サン・ドニ県里親たちの自助団体、里親たち

里親か施設かではなく「親であることの支援」と「複数で子どもを育てる」 という考え方

2007年の法改正で「虐待」という言葉を「**心配**」に置き換え、新しい判断基準とした。そのことで、「子どもが授業中に落ち着きがない」「朝食を食べないで来ることがある」など専門職が「心配」を感じたら早期に集中的に家庭に関わることを可能にした。心配があると各県にある「心配な情報統括部局」に誰もが連絡しなければいけないと法律で定めている。その基準は「子どもの健康、安全、精神面が危険やリスクにさらされていたり、子どもの教育的・身体的・情緒的・知的・社会的発達状況が危険やリスクにさらされている場合」(市民法 37518)であり、連絡しない場合は罰則がある。例えば「学校が親と連絡が取りづらく、子どもは学校で笑いを取りにいきがちで、遅刻が多い」などといった心配な状況が伝達され、調査兼サポート提案の担当者が任命され「サポートの提案」という形で家庭に派遣される。

日本の児童相談所にあたる「子ども専門ソーシャルサービス」が児童保護を担うが、支援は「予防」と「保護」に分かれている。保護は暴力や大きなリスクがある場合、短期的に施設などに措置し家庭も同時並行でケアすること、予防は産科や保健所、学校や地域の子どもに関わる専門職が心配と感じたり、親から相談があったときに専門職が家庭に定期的に通う形で実施することである。予防と「親であることの支援」はセットであり、「親であるというのは簡単なことではないから」というメッセージが打ち出され「親であることの支援国家戦略」もたてられている。

例として、親が機嫌がいいと子どもは安心して過ごすことができるが、機嫌が悪い親か

<sup>-</sup>

<sup>&</sup>lt;sup>18</sup> Code Civil 375: Si la santé, la sécurité ou la moralité d'un mineur non émancipé sont en danger, ou si les conditions de son éducation ou de son développement physique, affectif, intellectuel et social sont gravement compromises, des mesures d'assistance éducative peuvent être ordonnées par justice à la requête des père et mère conjointement, ou de l'un d'eux, de la personne ou du service à qui l'enfant a été confié ou du tuteur, du mineur lui-même ou du ministère public.

ら中学校に送り出された子どもは気を引こうといたずらをしたり悪循環を起こしかねない。ソーシャルワーカー養成学校では「人は皆そのとき考えられる最善の行動を常にとっている」と繰り返し学ぶ。機嫌が悪い状況を生んだ状況として、親が何に困っているのか、望んでいることと現実にどのようなギャップを感じているのか一緒に取り組む。家族それぞれをケアすることで保護の必要性や心配が大きくなることを防ごうとしている。

予防の目的は、親がよりよく自分の望む子育てを実現でき、家族のメンバーそれぞれが 幸せに暮らせることを目指している。予防を強化することで保護が必要ないようにする ことが将来像とされている。

連帯・保健省内社会的団結部「家族と親であることデスク」が担当部署で、その報告書 <sup>19</sup>においても、「親であることの支援」は優先的に予算を割くべき分野であり、調査の 結果 93%の親が「0 歳から 3 歳の子どもを育てるのが難しいと感じるときがある」、半数以上が「親であることが難しいと感じている」と回答している(2020)。パリ市の担当 者は「親が良くない、良い対応ができなかったと考えるのではなく、親自身が困難を抱えているからそういう状況になってしまっている、他の方法をとることができなかった。 親をいかにサポートするかという視点が世の中の共通認識になることを目指している」と言う。

親に悩みが多く心配がある場合はまず「<u>在宅教育支援</u>」が提案される。それは、県の予算で民間団体が実施しており、半年ごとの更新である。パリ市で年間 4000 人の未成年が対象になっており、未成年人口の 1%に相当する。家庭の希望に応じて、国家資格を持った専門職が毎朝母親と一緒に子どもを起こして朝食を食べさせ学校に連れて行ったり、毎夕宿題をする時間に通ったり、家族と一緒に旅行に行ったりと家族と時間を共有し、親の書類の整理から近所との関係、家の修理に至るまで包括的に支援する。さらに、子どもの習い事や親学校など**さまざまな支援をコーディネート**することで、家族のメンバーそれぞれが幸せに暮らせることを目的としている。担当者でなくても、親も子どももどこかに相談できる人を見つけられることを目指している。「子どもを複数の大人で育てる」という表現をする。

支援でも介入でもなく「一緒に行く(accompagnement)」という言葉が使われていて、 それは、指導や指示ではなく、対象者の歩みを一部一緒にすること、協働に近い。

<sup>&</sup>lt;sup>19</sup> Ministère des solidarités et de la santé, Les 1000 premiers jours, Là où tout commence, Rapport de la commission des 1000 premiers jours, Septembre 2020.

「保護」は暴力や大きなリスクや親からの依頼がない限り「予防のための支援を全て試してダメだった」という証拠を積んでから子ども専門裁判官に判断を仰ぎ、その決定があった際に初めておこなう。施設や里親宅に保護されている子どもの9割が司法判断によるものである。半年から1年ごとの裁判なので、そもそも短期措置しかない。つまり、里親宅に保護されたとしても、親権者宅に返すための準備期間なので毎週末親権者宅に帰るなど行き来が多い。

2018年は17万7000人が措置されているが、一定時点の措置数は6万5000人(ONPE, 2017)と短期措置が多いことがわかる。同時並行で親への支援をして早期に家庭に戻れるようにして在宅教育支援で引き継ぐ。

6歳未満では里親が選ばれることが多い。施設にも 5 人単位くらいでさまざまな専門職がいるメリットがあり、また子どもが里親を希望するとも限らないので、里親は選択肢としてあったほうがいいけれど施設よりいいと考えられているわけではない。以前は里親がメインだったものを戦後に専門性の高いさまざまな施設をつくり 5 人単位くらいで見る方向になり、現在は 16歳以上はアパートでルームシェアなどさまざまな形態のケアが出て来ている。里親は措置全体の約半分(48,9%)だが県によって 13%から 86%と開きがあり<sup>20</sup>(ONPE, 2018)、子どもに合う方法の選択肢があればいいとされている。措置の 9 割が裁判所による判断(1 割は親権者が措置に同意)なので、里親に反対するということはない。

パリ市の調査先で7歳以上で里親に託されていた子どもの人物像としては、本人が施設を見学したのち里親を希望する場合、過保護で育った子ども、病気や障害がある子どもや、施設が合わなかった子ども、グループが苦手な子、繊細な子、いじめにあった経験のある子ども、施設で勉強に集中できない、まわりに影響されやすい子、そして自殺未遂で入院していた子どももいた。家族の文化が強いアフリカ系の子どもは里親になじみやすいが、フランスの家庭で虐待されてきた子ども、親戚との関係も希薄だったような子どもは大人数家族の空気が苦手なことも多く里親家庭になじまないこともあるそうである。

調査先の実親の人物像としては、父か母が精神病を患っている、刑務所にいる、住居不定、片親家庭で子どもが5人いて全員みることが難しい、母がDV被害から回復し生活を立て直すまでの期間などであった。

<sup>&</sup>lt;sup>20</sup> 2016年12月31日時点で48,9%が里親宅、施設が37,6%、アパート5,3%、他の形態8,2%(ONPE, 2018)

里親の割合は10年前に比べ10%ほど減っている。児童相談所のワーカーがあげる理由としては、16歳以上の子どもは一人暮らしやルームシェアのアパート生活で自立の準備をするようになったこと、全寮制の学校(公立で小学校からある)への入学を希望したり、小規模な施設を希望する子どもが多いことなどがあるそうである。

措置費用は施設の方が高く、一人の子供に施設では年 69900euro(月 5825euro 70 万円)、 里親では 28100euro (月 2341euro 28 万円)かかる。(セーヌ・サン・ドニ県)

里親委託は6歳未満か特別な必要がある場合

里親平均年齢 52,3 歳 (養親 41 歳)

定年 65 歳、3 歳未満は 49 歳まで、新規委託は 61 歳まで、55 歳を超えると 10 代のみ。 「おじさん」「おばさん」と呼ばせる

週半分実家と里親行き来などの方法がとられることもある。

乳幼児は各種専門家のいる乳児院

幼少期は里親

未成年母子も里親(母親と子ども両方のケアが必要であるため)

7-16 歳は 3-5 人単位の施設(常に職員が交代でいる)

16-21 歳は3人単位のシェアハウス(職員が決まった時間に通う)

パリ市の場合は里親は郊外にあることが多い

里親の給料 パリ市 1 人 17 万円、2 人 28 万円+食費交通費洋服代子どものおこづかい 等

(給料明細は里親の給料と子どもの経費の2つに分けられている)

年46日有給休暇 を消化しないと日給の1.5倍が給料として支払い(バカンス5週間) 子どもと旅行に行く場合は子どもの旅行代も実費で出る

- =両親も同時に支援して、両親のもとでより良い形で再び暮らせるよう目指す +他にもさまざまなサービスを提案し、複数の大人で子どもを育てられるように
- 里親事務所と契約するときに渡されるガイドブック<sup>21</sup>。ルールや法律に関する記述。576ページもある。



<sup>&</sup>lt;sup>21</sup> https://www.lassmat.fr/editions-lassmat/le-guide-des-assistantes-familiales

# 里親たちのプロフィール

里親はフランス語では assistante familiale「<u>家庭アシスタント</u>」と言う。子どもだけを 対象にするものではなく、高齢者や障害者にも利用されている。

パリ市では子ども対象の里親は<u>ほぼ 100%育児経験者</u>が就いていた。<u>保育アシスタント</u><sup>22</sup>(assistante maternelle)出身が一番多い。フランスでは生後 3 ヶ月半から世帯収入の 1 割で保育に出すことができるが、3 通りの保育の選択肢がある。保育園か、保育アシスタントかべビーシッターである。保育アシスタントは、自宅で 4 人までの子どもを預かるもので、時間や曜日に融通が利く、近所である、少人数保育、健康面でデリケートな子どもにも対応してもらえるなどの利点がある。里親への調査では、保育アシスタントをしていた人が自分の子どもが大きくなったときに生活スタイルが合うように里親に切り替えるというパターンが複数見られた。

14 歳から取得できる<u>対人援助の資格がいくつもある</u>ので、その資格で他のサービスで働いてから里親になる人もいた。

筆者がインタビューした里親には、高齢者を2人自宅でみていたが、相次いで亡くなり、子どもも高校を卒業して家にいる時間が減り、また高齢者を受け入れるよりは違うことがしたいと同じ民間団体内で子どもを担当する里親に異動した。

パリ市と、パリの北にあるセーヌ・サン・ドニ県では圧倒的にマグレブ系の里親が多い。 特にアルジェリア、他にチュニジア、モロッコ、エジプト出身が多い。女性が外に出て 働かない文化に馴染むという点を挙げる人もいるが、児童相談所のソーシャルワーカー によると家族の概念が広く、自分の子どもと分け隔てなく接する、里子の親がどんな人 であっても受け入れ親戚のように接することを評価していた。フランス人の里親の中に は憐れみの気持ちを持っている人がいることがあり、それは子どもに伝わってしまうの で好ましくないと里親事務所のワーカー<sup>23</sup>は言う。

 $<sup>^{22}</sup>$  保育アシスタントになるには資格は不要で承認を得たのち研修を受ける。CAP petite enfance という資格でなる人もいる。

<sup>&</sup>lt;sup>23</sup> 里親事務所で働くワーカーはエデュケーター資格もしくはソーシャルワーカー資格で、心理士もいる。ワーカーたちには事務(秘書)がついている。

エデュケーター(éducateur spécialisé): 国家資格。3年間専門学校で学ぶ。理論に1450時間、研修に2100時間、合計4ヶ所の研修先から合格をもらわなければ卒業できない。児童保護、障害、アルコール依存や路上生活者の支援を学ぶ。児童養護施設、路上エデュケーター、在宅教育支援など児童福祉の現場で働く。社会的教育者として、不適応を起こしている子どもやティーンエイジャーの教育を専門とする。身体的精神的困難を抱える成人の自立支援もおこなう。ソーシャルワーカー(DEASS Diplôme d'État d'Assistant de Service Social): 国家資格。大学卒業と同じレベルで高校卒業後3年間を要する。理論に1749時間、研修に1820時間、合計4ヶ所の研修先から合格をもらわなければ卒業することができない。

# セーヌ・サン・ドニ県児童相談所ワーカー:

子どもの両親がどんな人たちであっても敬意を持って接していて、いい関係を築けること。実親に積極的に会い、子どもの教育について実親に相談する里親にお願いする。 父がテロリストで、殺され、母が刑務所に入っているケースでは、里親が子どもたちを毎週刑務所に母親に会いに連れて行き、学校の様子についていちいち伝え、親族からは断続状態だったのに里親が子どもたちを親族とも電話したり会う機会を作った。 そういうところをワーカーは見ている。

麻薬中毒の実親に何回も怒鳴られ、嫌がらせをされ、罵られていても、入院したと聞いたらすぐに電話をかけ、体調を気にかけ、預かっている子どもがお父さんと電話で話をしたりお見舞いができるようにしている里親もいる。そういった気持ちで接することのできる里親を優先する。

里親をしている間に、専門性が高い研修を重ね、特定の病気や障害をみれるなど専門性 の高い里親にシフトしていく人が多いという。

他の仕事をしていても問題はなく、ある里親は父が労働裁判所の裁判官、母が会計士で 5人の子どもを預かり、実子が 3人もいる大世帯だった。これまで 27人の里子を預かってきたので、バカンスの度に別荘には 10人くらい子どもたちが休暇を過ごしに来る と話していた。

### どのように里親の職業にいきつくか

ビス

高齢者も障害者も里親という選択肢がある



筆者作成。写真は高齢者用里親民間団体ホームページより

### 里親になるまでの道のり

里親になるにはまず日本の保健所にあたる妊産婦幼児保護センターによる家庭訪問を受け承認を受けなければならない。主に家の様子を確認する。パリ市の場合は子どもに1人部屋はなくてもいいが、子ども部屋はある必要がある。承認は4ヶ月間有効なのでその間に市の里親事務所か民間団体に応募する。民間の方が採用まで早く、給料がいいと言われている。パリ市の場合事務所に1時間以内で行き来できることが条件である。その後係長や心理士が面談をしてから家庭訪問して父や子どもたちなど同居家族全員と面談をおこなう。片親家庭も多い。

初回訪問時、食事のとりかたとその時間、週末にもし8歳の子どもが来たらどのように過ごすことができるか、一緒に遊ぶとしたら何を提案できるか、6週間学校に行くごとに2週間のバカンス、夏は2ヶ月のバカンスがあるが、どのような過ごし方を提供できるか(親戚の家に行く、他の里親とキャンプ等)、里親自身自分の気分転換の方法と時間をどれくらいとっているか、宿題をどれくらいみることができるか、禁止しても応じないときどのような方法をとるか、家賃はいくら払っているかなどについて聞いていた。

合格すると、その月から月約6万6000円の基本給料が出て60時間の研修を受ける。パリ市の研修は「親と親をサポートする専門職のための学校(EPE)」という全国組織の民間団体に委託している。研修が修了するまでに半分以上の里親がやめるという。研修終了後に委託が開始されるが、最初は問題が大きくなく短期の子どもを預かり、里親事務所のワーカーと密にやりとりをしていた。調査中には、片親家庭の母親が出産する間1週間子どもを預かるというケースだった。4ヶ月間委託がないと登録解除になるので、幅広いプロフィールに対応できる方が有利である。登録解除になると同じ事務所にはしばらく再応募できず、他の事務所や民間団体に応募することになる。1人目の委託が開始してから240時間の研修が始まり、順調にいけば2年間で国家資格を受験することができる。里親国家資格はDEAF(Diplôme d'Etat d'Assistante Familiale)という名称で、家庭アシスタント国家資格という意味である。国家資格を得なくても研修を全て受ければ契約している里親事務所の職員として里親としての職業を続けることができるが、5年ごとに研修を受け更新する手続きが必要であり、他の事務所に転職する際は研修を受け直す可能性がある。国家資格を得ていると、一生資格を維持し他の事務所に応募することも容易になる。

最初は家事育児支援の専門職(TISF<sup>24</sup>)を毎週土日に派遣して里親業をサポートしたり

<sup>&</sup>lt;sup>24</sup>社会家族支援員(TISF Le Technicien de l'Intervention Sociale et Familiale):国家資格。1 年半から 2 年で理論に 950

もしている。

子どもは司法判断で来ることが多いので、半年または一年後の裁判に向け報告書を里親 も作成する。

#### 里親になる道のり

→所長が合否を出す

- ▲ 妊産婦幼児保護センター(保健所)による家庭訪問で 4ヶ月有効の承認が出る=全国で申し込みできる
- 市の事務所か民間団体に応募(民間の方が採用まで早い、給料もいい。事務所に1時間 以内で行き来できることが条件) 係長が面談→心理士が面談→係長と心理士が家庭訪問し他の同居家族全員の話を聞く
- 正社員として月6万6000円の基本給が出て60時間研修を受ける。その途中や 研修後にやめる里親が半分以上いる。

- 子どもが委託される。**2ヶ月は試用期間**で即日解雇できる。 最初は緊急入所を担当して仕事に慣れることが多い。 障害や病気や特別なニーズがある場合受け入れ前に特別研修を受ける。 4ヶ月間委託がないと登録解除=幅広いプロフィールに対応できる方が有利
- 最初の子どもを受け入れてから240時間の研修。国家資格は約2年で受験できる。 その後は2年に一回1週間の研修が義務。県で年中ケース検討会など開催されている。
- ▶ 子どもの委託が終了しても基本給は出るが、4ヶ月委託がないと登録解除になる 途中緊急でも受け入れられれば4ヶ月は更新される。解除の場合他の市か民間団体を受ける

- 子どもは里親1人1-3人、夫婦でしている場合 6人まで。
- 子育て経験ある人が99%。単身女性も多い。 実子は中高生以上が多い。
- 採用するポイントは違いを受け入れられ、尊 重できる人物かどうか。実親といい関係を築 けるか。
- 仕事はしていて問題ない。
- 一人部屋でなくても子ども部屋があればいい。
- 研修は外部の特別機関がおこなう(パリ市は 親学校)

# 里親事務所のワーカーの役割

パリ市里親事務所

裁判所 = 措置決定最初6ヶ月、継続の場合1年ごと

パリ市児童相談所 措置費支払い、報告書チェック 実親担当ワーカー

> パリ市児童相談所里親事務所 パリ支部 里親里子担当ワーカー 里親採用担当、心理士 子ども87人、里親55人

パリ市パリ市児童相談所里親事務所は 8つの場所に里親事務所を持っている

> パリ市児童相談所里親事務所 A県支部

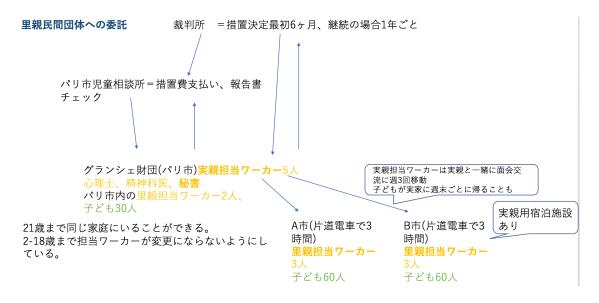
里親里子担当ワーカー 里親採用担当、心理士 子ども200人

ワーカーは一人20人担当。 週末に丸一日子どもと一緒に過ごすような形の訪問が多い。

時間、研修に 1155 時間。高校卒業程度。家庭を特定の目的達成のため毎週複数時間訪れる。目的とは、生活リズムを 整えることや子どもの年齢に応じた必要なケアや習慣を身につけられることなどで、親子とともに取り組む。

パリ市の場合は市内に里親が多くないため、パリ市内は8つ支部がある中の1つのみ、 残りの7つの事務所は他県にあり、他県に措置される子どもの方が多い。実親は児童相 談所のワーカーが担うことが多い。

以前は里親事務所がなく、児童相談所のワーカーが直接里親を選び子どもを委託していた。それまではワーカーが権限を持っているように感じたが、里親事務所ができてからは、里親事務所は里親側についてくれるし、ワーカーたちとプロフェッショナル同士として対等に仕事ができるようになったと里親たちは話している。



民間団体に委託する場合も、他県の里親のもとに委託される子どもの方が多い。実親担当ワーカーは実親と一緒に子どもがいる県に行って面会、その往復の車内を実親とのやりとりの時間にしていた。民間団体の方が寄付金があり実親と子どもとワーカーで旅行に行ったりどちらかと言えば手厚く、また長期化が予想される家庭環境の子どもが多いようであった。

例えば、あるケース片親で子どもが 5 人おり、上の 3 人が同じ里親宅にいる。母親は DV 被害の経験が長く、まだ回復が十分ではなく、月に一回子どもたちに会いに行って もずっと自分の悩みばかりワーカーに話し続けていて子どもたちには関心を示してい ない。半年以上子どもに会いに行かず裁判官に親権がなくなる可能性を指摘され親権維持のためだけに通っているが母親は子どもに関心を示す余裕はないとワーカーは話す。 また、住居を転々として連絡がとれない期間が続いたり、とても攻撃的なこともあって ワーカーたちは心配が大きいということであった。

里親事務所のワーカーたちは里親や実親に、すぐ近くにいると感じてもらえるように連絡があったらすぐに反応して安心してもらうこと、相談したら聞いてもらえると思ってもらえること、スムーズなやりとりが重要だと感じているとパリ市もセーヌ・サン・ドニ県でも話していた。パリ市や調査した民間団体では里親が話しやすいように担当ワーカー2人に心理士の合計3人相談相手となる専門職をつけている。ワーカーも2人いるほうが「この話はこの人にしやすい」という幅ができていいそうである。

パリ市の里親事務所は週に一回里親たちの朝食会を開き、インフォーマルな形で里親たちがワーカーや心理士や他の里親たちと話せる機会を作り、里親たち同士の協力関係も促している。また、学校がない毎週水曜午後はおやつ会を開き、ワーカーがゲームなどを一緒にして子どもたちの様子を観察する機会にしている。

ワーカーは子どもたちと一対一でも過ごせる時間を作っていて、週末丸一日子どもが行きたいところにワーカーが連れて行ったり、実親も一緒に出かけたりして子どもがワーカーにも話しやすい機会にしている。

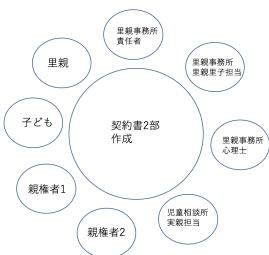
ワーカーは里親が休めるように子どもをバカンス期間中に1週間単位のキャンプに申 し込みしたりして里親の負担を減らすことも気を使い、なるべく里親が年間5週間は子 ども抜きで過ごせるようにしていると話していた。

# 里親委託のプロセス

まず子どもが一時保護所から里親宅に通い1ヶ月ほどかけて慣らし、子どもと里親ともに同意してから委託の手続きをする。以下の図のように一同に集まり、契約書を皆で作成する。まずは里親事務所の責任者が裁判の結果が書かれている A42ページほどの書類を読み上げる。詳細に里親措置の目的が書いてあることもあれば、観察期間をとりその間により良い親子関係を築けるようにといった内容のこともある。

以下のケースは 12 歳の少女に教育に関する過度なプレッシャーが与えられている可能性があるという件だった。裁判結果には子どもが回復するまで里親のもとで新しい環境で過ごし、親権者は家族セラピーを受けて子育てについて考え直す機会を持つことと、裁判所指定の精神科医に通うことを義務づけ、しばらくはエデュケーター同席の面会を週一回しか認めないというものだった。それぞれ次の裁判までの半年間に何を目標に何をするかを子ども、親権者、関係者の順に話し最後に皆がサインする。子どももサインするのは、子どもも参加した決定(里親措置期間)であることの表象的な意味合いであると言う。

### 里親委託シーン = それぞれがこれからの6ヶ月に望むこと、することを書きだす



- 1ヶ月ほど慣らし、里子も里親も同意してから委託
- 裁判官の決定と半年間に取り組むべき内容の読み上げ
- 子ども12歳:「勉強頑張りたい、お父さんお母さんと喧嘩しないで話せるようになりたい」
- 親権者:「家族セラピーを受けてどのようによりよく親としての 役割を担えるか考え直したい。週一回の面会で喧嘩せず子どもと 話し合えるようにしたい」
- 里親:「子どもが来て1ヶ月、何も言わなくても自分で片付けも勉強もして安心しています。感情の起伏があるので支えられるようにしたい」
- 里親里子担当:「学校の担任にも会いましたが学校は順調。ただ、子どもは里親に勉強が終わらなくて眠れないと言うことがあり、親からのプレッシャーがトラウマとして残っていることをしっかり認識して親はセラピーを受けてください。子どもは成長していきますが親が変わらない限り家には帰れません」
- 実親担当:「裁判所指定の精神科医は親を4回診療して、夫婦での話し合いができてきていると報告している。ただし、親が自分の価値観を子どもに押し付けすぎている面がある。子どもはそれに応えられなければゼロ、意味がないとさえ思っている。セラピーを受けて今後変わっていくことを求めます」
- 子どももサインするのは、子どもも参加した決定であることの表象的なもの。

その他里親制度

# 里親リーダー(Référent)

追加で給料をもらい他の里親を支える役割を担っている。

# 当番里親

地区内で各曜日緊急時の対応がとれる里親を決めており、子どもを病院に連れて行く必要があったり、お迎えに行けない子どもがいたりするときに助け合えるようにしている。

#### 里親団体(各都市)

週一回午後集まる。里親の権利を守り地位向上を目指す。県によって里親の給料は違うので自分の県の里親の権利を自分たちで守ろうとしている。月一回は児相のワーカーも会議に参加し、より良い里親の運営のために話し合う。新型コロナウイルスによる休校期間中も社会的養護の子どもは優先的に学校に通えたが、さらに地域の学校の校庭を里親や施設にいる子どもたちに解放してもらい児童館の職員が子どもたちをみれるようにしたり、学童保育の職員が里親宅で里子たちの勉強をみれるようにした。

セーヌ・サン・ドニ県は里親が 560人、里子は 1400人おり、里親たちの互助団体がとても強い。里親たちが結束して自分たちの職業の向上を目指そうとしている姿勢を感じた。

# 緊急受け入れ里親

暴力被害などのリスクがあるケース。2週間以内に裁判がおこなわれないといけないのでワーカーと密にコンタクトをとり 10日以内に里親、ワーカー、心理士、学校の報告書を裁判所に送る。

他にも親の入院中、逮捕されて状況がわかるまでの期間中、親戚が亡くなってお葬式を するまでの期間なども緊急受け入れ里親が使われる。

# 特別ケア里親

障害、精神疾患、医療的な配慮が必要な子どもを受け入れる。

匿名出産専門里親(セーヌ・サン・ドニ県)

# 母子専門里親

パリ市の場合は民間団体に母子専門里親事務所がある。主に 14-21 歳の母親とその子どもを一緒に受け入れる。心理士の配置がワーカーよりも多い。

# 自立支援

16 歳から県の自立支援ワーカーが里子を個別フォロー(セーヌ・サン・ドニ県 Autonomie des jeunes) 16歳から県の自立支援担当のエデュケーターがつき一連のプログラムがある。料理アトリエ、住宅を借りる管理する、仕事を始める準備、健康管理と健康保険と医療等。

### 補完的サービス

#### 社会的親縁組サービス

こちらは里親のところに委託されている子どもたちに利用されているサービスである。 県や家族手当基金の予算で民間団体が運営し、ボランティアが子どもたちを受け入れる。 「複数の大人で子どもを育てる」という観点から、施設や里親、片親家庭の子どもたち に利用されている。社会的文化的、社会的学習支援的、社会的自立支援的と3つのコー スがある。小さい子どもにとっては、里親宅には複数子どもがいることの方が多いので、 週末に自分1人を連れ出してもらえ、バカンスに連れて行ってもらうなどの目的で利用 されている。放課後に勉強をみてもらう子どももいる。16-21歳になると社会的養護の 退所者支援に活用されており、就職活動の準備や仕事を始めてから毎週仕事の話を聞いてもらい支えてもらう子どももいる。

里親だけで子どもをみるのではなく、家事育児の専門職に来てもらったり、地域の習い事や学習塾に子どもが通ったり、子どものニーズに合わせ子どもの気が合う複数の大人で子どもを育てる方法が良いとされている。





写真は Parrain par mille より

近年里親に関しては改善されてきているとワーカーや里親たちは指摘している。それは、 当事者たちがテレビに出たり声をあげる機会が多くなっていることが大きい。特に 2016年に自叙伝を出した Lyes Louffok は現在児童保護国家委員会のメンバーに選ばれ 児童保護大臣と討論番組に出たりと影響力が大きい。彼が幼少期にいた里親家庭との関 係が維持できず傷を残したと話したことから、現在では小さいときの里親措置であった としても、実親宅に戻ってからも子どもが望めば里親宅で週末を過ごすなどの配慮をす る児童相談所のワーカーが多くなっていると里親たちは言う。



2017 年に出た「措置された子どもの歩む道」という映画は里親が定年退職し、新しい 里親宅に行く現実をとても難しく生きる子どもを追ったドキュメンタリーである。新し い里親が元の里親宅に連れて行ったり、学校帰りにスカイプで元の里親と話すなどとて も強い絆があり、それが保たれて行く様子が描かれている。





# 里親、元里子、里親事務所のワーカーの意見、筆者の観察結果

### 里親の意見

- 施設の子どもと比べて**就職が有利**。里親たちがネットワークを使ってなんとかいい学歴、いい就職をさせたいと頑張るので医学部や司法試験を受ける子どもなどは施設より多い。全体では **18 歳で経済的自立が多い**が、それも施設より多い。
- 小さい子どもの場合は毎日でも学校の先生とやりとりして**勉強をみることができる**。児相出身で勉強ができないと厳しいが、勉強ができると学校でも堂々と過ごせるし、いい給料がもらえると将来のリスクも軽減される。施設は 3-5 人子どもがいるので行き届くとは限らない。
- ワーカーとの信頼関係は、子どもを委託する前にどれだけしっかり情報を集め

て共有してくれるか、何かあったときにどれだけ迅速に動いてくれるか。

- 状況が改善したのには**児相出身者たちが声をあげた**ことがとても大きかった。 国として対応が変わったのを感じている。
- 精神疾患や心理的に問題がある場合、他の子どもへの影響が大きいので専門的 な施設を充実させるべき。
- 判断を下すのは**子ども専門裁判官**なので、適切な人材が育てられ、**質を保てる こと**が要の1つ。

# 元里子の意見

- **親代わり**に大人になってからも真っ先に電話できる相手が元里親で何人かいるのはとても貴重。妊娠したときの相談や家探しの相談や、仕事や福祉で嫌なめにあったとか、まず電話したのは元里親だった。
- **自分の子どもと差別**する人がいる。自分の子どもには正規品なのに里子にはお 徳用しか買わない、肉も違うパッケージから出す、一緒に食べないで里子だけ 別に食べさせる。けれど拒否して次がいいところとも限らないから我慢してしまう。
- ワーカーの中には、里親に委託したら「よかったね」というかんじで連絡もそこまでしない人がいるし、電話くらいだとあまり言いたいことも言えない。委託してからの数ヶ月間は週末丸一日一緒に過ごすなど、十分話しにくいことも話せるだけの時間を共有して、本当に子どもが居心地よく過ごせているか確認してほしい。里親は生活支援、継続的な経過の支援はワーカーだと思うから、どのような措置期間になるかはワーカー次第でもあると思う。

# ワーカーが指摘する良さと難しさ

- 一般の価値観に近い。施設の子どもはお小遣いや毎月の美容院代と洋服代をすぐ使い切るが、里親のところにいる子どもの方が買うかどうか里親に相談したりする。何かをしてもらったり、してあげたり、食べ物の価値を学んで「まずい」と文句を言うようなことがない。大事な話もしやすい。グループの影響を受けない。子どもが問題があるとき発見が早い。
- 家庭それぞれのルールがあるので、ワーカーは里親と里子の間を取り持つことが主な業務になる。里親が突然やめると言うと困るのでワーカーも強く言えないときがある。40-50代ですでに大きい子どもを育てあげていたりすると 20代のワーカーの言うことを尊重しないこともある。
- 月一回里親全員を集めて会議をしてもいつも言い訳を作って参加しない人もいる。
- 里親はマグレブの人がほとんどだが、マグレブ文化や食事になじめない子ども もいる。
- 子どものプライベートを守らない人がいる。
- 子どもの抱える難しさを理解せず、強い言葉を言ったり脅したりする里親への 対応の難しさ。子どもの様子が里親の評価だと思い焦る人がいる。
- 子どもは**里親についての悩みを言いにくい**。里親について子どもが匿名で評価

「フランスのソーシャルワーク(4) フランスの匿名出産、養子縁組、里親 |

できるシステムが必要。

- 障害や病気がある子どもが多いので、加算が出たとしても、学校や習い事とは 別に言語療法士や精神運動訓練士、小児精神科医に週 4 回通院に連れて行くな ど**負担が大きい**。

### 筆者が観察して印象に残ったこと

- 子どもについて毎週のようにとても丁寧なやりとりがワーカー 心理士 里 親 - 学校間でされている。
- ワーカーが直接子どもと里親に会う機会も毎週ある(朝食会、おやつ会)
- 里子への支援のきめ細やかさ。措置するだけではない。
  - 例) 親が公園や文化的な活動をさせていなかったことで刺激と補強目的の措置 →私立の個別指導校、クリエイティブな学校に通わせる。「認められている、評価されていると感じられる学校や場所を選んでいる」
  - →8 歳の子どもでも「才能があるので将来手を使った仕事につく可能性もある」 と本人の希望する限り3つ4つ習い事をさせている。
  - →「友達の家にたくさん呼んでもらえるようにたくさん子どもの友達を家に呼ん でください」と里親に要求
- 月一度くらいワーカーと子どもと実親で一緒に出かけたり、ワーカーが子ども のしたいことを一緒にしている。
- 実親との良い関係性作りが仕事の1つとして求められている。
- 子どもの元里親との交流を積極的にサポートしている

里親担当ワーカーがいることで里親のサポートをし、実親担当が実親の支援もしている。 ワーカーたちに秘書がいることも、ワーカーたちが人と過ごすことに時間を使える理由 の1つ。

# 里親まとめ

- **予防**に力をいれ、親であることも支援する在宅教育支援を早期におこない親子 分離のない未来を目指している。
- **短期措置しかないことになっている。**措置(親子分離)は親の希望でない限り 9 割が司法判断で行われているため、半年か一年ごとの裁判で状況が再検討される。実親への支援も同時におこなっている。
- 里親は選択肢としてあった方が良いが最優先とはされていない。施設も小規模である。
- 里親は国家資格がある。
- 里親は育児経験者である場合が多い。
- 高齢者や障害者の里親もおり、子どもだけに限ったものではない。
- 一人の子供に施設では月70万円、里親では月28万円かかる。
- 里親の給料 パリ市 1 人 17 万円、2 人 28 万円 + 食費交通費洋服代おこづかい等 (給料明細は里親の給料と子どもの経費の2つに分けられている)年46日有給休暇 を消化しないと日給の1.5倍が給料として支払い
- 採用されると研修期間や子どもを受け入れていない期間も約6万6000円の基本 給が支払われるが、4ヶ月間委託がないと契約打ち切りになる。

- 里親が団体組織を持っていて県の担当者と問題について話し合い、里親たちの 権利を守ろうとしている。

- 家事育児の専門職が里親を週末に手伝いに来たり、社会的親のところで子どもが週末や長期休暇を過ごしたり、里親に負担が集中することなく複数の大人で子どもを育てられるようにしている。
- 現場出身者たちが発言力を高め、近年状況が改善している。自宅に戻っても子どもが希望すれば里親に定期的に会いに行けるよう児童相談所職員がフォローしたりしている。

「複数の大人で子どもを育てる」という考えが一貫してとられている。 全ての子どもの状況を国が専門職を通して常に確認している。

\*図は全て調査をもとに安發作成

# 調查先一覧

注:筆者はパリ市とセーヌ・サン・ドニ県で調査をした。他県、他団体では運用面で違い があることがある。

健康連帯省社会連帯部家族親であることデスク DGCS Direction Générale de la Cohesion Sociale, Service des politiques sociales et medico-sociale, Bureau des familles et de la parentalité. M.Pierre-Yves Manchon

児童福祉専門法律家 Mme Sylvia Berdin (2021)

パリ市最高裁判所判事 Mme Marie-Christine Le Boursicot(2021)

家族手当基金 CNAF Caisse Nationale des Allocations Familiales Mme.Frédérique Leprince (2020)

出自情報へのアクセスに関する国家諮問委員会 CNAOP Conseil National d'Accès aux Origines Personnelles 事務局長 M.Jean-Paul Bourély

- パリ市養子縁組窓口 Espace Paris Adoption
- パリ市児童相談所 ASE Aide Sociale à l'enfance
- パリ市乳児院 Pouponnière
- パリ市立病院産科ソーシャルワーカー AP-HP Maternité
- パリ市里親事務所 SAFD Service d'Accueil Familial Départemental de Paris (ケース会議参加、里親宅訪問同行、里親へのインタビュー)
- パリ市母子保護施設 Centre Maternel
- パリ市子どもを持つ孤立した母を支援する専門部署 ADEMIE
- パリ市妊産婦幼児保護センター PMI Protection Maternelle et Infantile
- パリ市家族計画センター CPEF Centre de Planification et d'Education Familiale
- パリ市女性への暴力研究所 OPVF Opservatoire Parisien des violences faites aux femmes 民間里親事務所(Fondation Grancher、パリ市)

民間妊娠に悩みを抱えた女性専門の心理的社会的相談窓口(MOISE、パリ市)

民間社会的親縁組サービス(Parrains par Mille、パリ市)

パリ市養親(匿名出産、国際養子縁組)

セーヌ・サン・ドニ県児童相談所

セーヌ・サン・ドニ県里親たちの自助団体、里親たち

セーヌ・サン・ドニ県元養子、元里子、現国の子

# 文献、資料

# 【 暴力被害経験とリスク 】

Charruault Amélie, 2021, L'empreinte des violences familiales sur l'entrée dans la vie adulte des jeunes, INJEP rapport, Avril 2021.

### 【匿名出産】

厚生労働省 平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査事業「妊娠を他者に知られたくない女性に対する海外の法・制度に関する調査研究報告書」

INED, CNAOP, 2011, « Les femmes qui accouchent sous le secret en France, 2007-2009 », *Population*, 66 (1), 2011, p. 135-170.

ONPE, 2019, "La situation des pupilles de l'Etat" Enquête au 31 décembre 2017, Juillet 2019.

CNAOP, 2018 Rapport d'activité 活動内容報告書

匿名出産を希望する妊婦に対する情報収集について

http://www.cnaop.gouv.fr/le-pli-ferme.html

http://www.cnaop.gouv.fr/IMG/pdf/Projet de fiche sur le pli ferme pour le site internet 2 .pd f

Sénat Projet de loi relatif à l'accès aux origines des personnes adoptées et pupilles de l'Etat : Accès aux origines. Rapport d'information sur le projet de loi relatif à l'accès aux origines des personnes adoptées et pupilles de l'Etat

https://www.senat.fr/rap/r01-065/r01-065 mono.html

Rosset, 2013, « La consultation postadoption à l'espace Paris Adoption et la recherche des origines », Enfances&Psy 2013/2, p.134-143. ERES.

Rosset, Faudot, Dumaret, 1993, « Les enfants confiés en vue d'adoption par l'aide sociale à l'enfance de Paris », Perspectives psychiatriques, 32<sup>e</sup> année, N.38/III (Nouvelle Série).

Gokalp, 2011, « Les femmes qui accouchent sous le secret en France, 2007-2009 », *Population*, 66 (1), 2011, p. 135-170.

# 【妊娠の否認】

Deni de grossesse

https://www.yapaka.be/contenu?type=video&field\_thematique\_tid=340&field\_category\_tid=All&field\_referenced\_auteur\_nid=All

Simmat-Durand, 2015, « Accoucher sans donner naissance : Les néonaticides, des histoires tues ».

# 【養子縁組】

栗林佳代、2015、フランスの養子縁組制度、佐賀大学経済論集 第 47 巻第 6 号 菊池緑、2014、フランスの養子縁組あっせん制度と実務に関する調査研究、2014 年度厚生 労働科研研究海外調査報告

Bureau des Droits de l'Enfant et de l'Adoption, EPA Espace Paris Adoption, 2019, « L'adoption à Paris en 2018 », Direction de l'Action sociale, de l'Enfance et de la Santé, Sous-direction de la Prévention et de la Protection de l'Enfance.

Guide des bonnes pratiques en adoption : https://www.adoption.gouv.fr/

IGAS, 2019, Contrôle des procédures d'adoption dans le département de Seine Maritime, Rapport

définitif. (国の監査機関による報告書。フランス全体の状況について詳しい)

Ministère des solidarités et de la cohesion sociale, Adopter un enfant, Guide à l'usage des futurs adoptants : https://www.adoption.gouv.fr/IMG/pdf/pdf guide-adoptant.pdf

Monique Limon et Corinne Imbert, 2019, « Vers une éthique de l'adoption – Donner une famille à un enfant, Rapport sur l'adoption », Remis au Premier Ministre et au secrétaire d'Etat auprès de la ministère des solidarité et de la Santé chargé de la protection de l'enface, Octobre 2019.

#### 【里親】

David Myriam, 2004, Le placement familial, De la pratique à la théorie, Dunod. Chapon Nathalie 里親と里子について著書多数

ONPE, 2018, La population des enfants suivis en protection de l'enfance au 31/12/2016.

# インタビュー資料

養親へのインタビュー、養子と初めて会ったときのこと

初めて会ったときのこと

乳児院内に広いアパートがあって、自宅のようにリビングでゴロゴロしたりしながら 1 日を一緒に過ごした。キッチンもあって、赤ちゃんベッドもオムツかえの台もあって、丸一日過ごせる快適な場所だった。夫婦でご飯も食べ、ラナ(仮名)も一緒に昼寝もした。夫婦とラナ以外その空間に一緒にいるのはラナをずっと見てきた担当小児看護師だけで、たくさん彼女とおしゃべりしてラナは安心して過ごせたと思う。小児看護師はラナがストレスを感じていないかなど見守ってミルクを持ってきてくれたりしたけど、私たちは監視されている感じもせず居心地よく一緒に過ごした。まずは広いリビングのカーペットに横になってラナを抱っこしたり話しかけたりするように言われた。緊張していたが、横になるとすぐにリラックスできた。

あまりにラナのまわりの人たちが温かくてとにかく感動した。スタッフは誰もラナを私たちの前で抱かなかった、それは私たちへの配慮だったと思う。この通い期間中も「夜中でもいつでも話したいことあったら電話してね」と毎日言ってくれた。

月曜日から通って木曜日の夜ラナはうちに泊まりに来て、金曜の朝には乳児院内にラナの 門出を祝うパーティーが開かれた。ラナの小児科医や心理士などみんなに囲まれてとても 感動的な時間だった。みんながラナに言葉を贈っていて感動した。

初日に、まずはラナについていた名前を呼んで、それから彼女が私たちに慣れた頃に私たちが考えた名前を彼女に説明するように言われた。担当小児看護師が見守る中「ラナと呼びます、なんでラナという名前にしたか」を説明した。

こんなに幸せな人たちに囲まれて乳児院で過ごして、私たちに出会えて、私たちに出会える前も本当にいい時間を過ごしてきたということを知っているからかわいそうという気持ちは全くない。私にとっても乳児院はいい思い出ばかりだから、ラナにも話してあげたい。美しい愛のチェーンの中で育って、信頼関係に包まれていて、港まで送り出してもらった。あとは私たち次第だと思う。